

広島経済大学研究双書 第4冊

市場機構の意味

吉澤昌恭著

広島経済大学

地域経済研究所

1985

— 広島経済大学研究双書 第4冊 —

市場機構の意味

吉澤昌恭著

広島経済大学

まえがき

筆者の過去10年間の研究は主として市場機構の分析に向けられてきた。本稿はこうした研究をまとめたものである。

さて、従来の筆者の市場機構についての研究は二つの部分に分けることができる。まず第一に、経済集中が進み巨大企業が登場し、或いは、これに対抗する強力な利益団体が生まれる時、それらのことが市場機構にどう影響するか、が問題となる。大企業や種々の利益団体についての十分な分析なくしては、現代社会の諸現象を認識することは不可能なように思われる。こうした主題についての研究を筆者は以下の論文で発表してきた。

- [1] 「経済秩序理論の拡張—Ph. ヘルダー・ドルナイヒの試み」(『六甲台論集』, 第25巻第3号 昭和53年10月)
- [2] 「自由経済体制の変質と秩序構想」(同, 第26巻第4号 昭和55年1月)
- [3] 「ガルブレイスの体制思想—高度産業社会の理論」(『広島経済大学経済研究論集』, 第3巻第4号 昭和56年1月)
- [4] 「市場機構の機能と限界」(同, 第6巻第2号 昭和58年6月)
- [5] 「市場機構の限界と複合システム」(足立正樹・丸谷冷史編『多元社会の構造と病理』所収, 新評論 昭和59年10月)

市場機構についての筆者の研究の第二の部分は、新自由主義者 (neo-liberalist) と呼ばれている人々の主張についてのものである。彼らに共通するのは、大規模社会に於ける市場機構の必須性の主張であり、その反面としての中央集権的な計画経済への非難である。彼らによれば、効率、自由、国際協調のいずれの観点からしても、計画経済は排除さるべきものとなる。しかし、市場機構を中心にすえて秩序構想を展開してゆく段になると、彼らの主張にも微妙な食い違いが生じてくる。以下の論文はこうした主題についてのものである。

- [6] 「多元社会と新しい秩序構想」(『広島経済大学経済研究論集』, 第3卷第2号 昭和55年9月)
- [7] 「自由主義社会に於ける国家の役割—F. A. ハイエクの所説」(同, 第3卷第3号 昭和55年11月)
- [8] 「ハイエクの思想(1)—二種類の自由主義についての研究」(同, 第4卷第2号 昭和56年7月)
- [9] 「ハイエクの思想(2)—自由主義秩序の再興」(同, 第4卷第3号 昭和56年11月)
- [10] 「ハイエクの思想(3)—思想の構造」(同, 第4卷第4号 昭和57年2月)
- [11] 「新自由主義(1)」(同, 第5卷第2号 昭和57年6月)
- [12] 「新自由主義(2)」(同, 第5卷第3号 昭和57年8月)
- [13] 「新自由主義(3)」(同, 第6卷第1号 昭和58年5月)
- [14] 「資本主義と労働者階級」(同, 第7卷第1号 昭和59年2月)

本稿は以上のような筆者の従来二つの研究の総合を狙ったものである。そうした試みが成功しているのかどうか、は読者の判定に委ねることにしたい。

目 次

序 自由主義のルネサンス	1
第一章 市場機構の機能	5
第1節 自由と強制力の制限	5
1. 自由と強制	5
2. 強制する力	6
3. 財産の分散	7
第2節 価格の意味	7
1. 技術的問題と経済的問題	7
2. 価格＝合理的経済活動の指標	8
3. 市場機構の機能様式	9
第3節 競争と経済集中	10
第二章 経済集中とその影響	12
第1節 反独占政策	12
1. 反独占政策	12
2. 競争秩序と経済政策	13
3. 技術的独占	16
第2節 独占企業の生産性	16
1. 競争の意味	16
2. 創造的破壊	19
3. 技術進歩と独占	21
第3節 法人企業と経済集中	22
1. 経済集中と拮抗力	22
(1)法人企業 (2)生産の計画化 (3)拮抗力	
2. 拮抗力システムの欠陥	29

(1)二つのシステム (2)多元集団レッセ・フェール

(3)インフレーション

3. 巨大組織とイニシアティブ……………32

第三章 市場の裁定……………36

第1節 反資本主義のメンタリティ……………36

1. 消費者主権……………36

2. 消費者の裁定……………37

3. 資本主義への反感……………37

第2節 社会的正義の先祖返り……………39

1. 市場の裁定……………39

2. 市場秩序への不満……………40

3. 不満の源泉……………41

第3節 自由主義思想の論理的間隙……………41

第四章 社会主義の理想と現実……………44

第1節 自由主義の放棄……………44

第2節 計画経済……………46

1. 経済学の主要問題……………46

2. 効率……………47

3. 自由……………51

第3節 福祉国家の台頭……………54

1. 計画経済への幻滅……………54

2. 黄金の50年代, 60年代……………55

3. 福祉国家の危機……………56

第五章 国際的経済計画の可否……………60

第1節 三つの型の計画……………60

第2節 福祉国家から福祉世界へ……………62

1. 計画化への趨勢	62
2. 創造された調和	63
3. 福祉国家から福祉世界へ	64
第3節 論理の破綻	65
1. 市場はほんとうに不平等を増大させるか？	65
(1)循環的, 累積的因果関係の原理	
(2)市場はほんとうに不平等を増大させるか？	
(3)誤謬の源泉	
2. 福祉国家は自由, 平等を実現するか？	69
(1)計画化への趨勢—要約	
(2)福祉国家は平等を実現するか？	
(3)福祉国家は自由を実現するか？	
3. 福祉国家は友愛と両立するか？	72
(1)福祉国家から福祉社会へ—要約	
(2)論理の破綻	
第六章 国際秩序と市場機構	76
第1節 資本主義と帝国主義	76
1. 帝国主義	76
2. 共産帝国主義	77
3. 第三世界	78
第2節 誤った国際主義と真の国際主義	80
1. 国内的不調和の反映	80
2. 二つの型の小国	80
3. 比較生産費説	81
第3節 大衆社会の克服	82
1. 市場機構の基盤	82
2. 大衆化とプロレタリア化	83
3. 大衆社会の克服	84

第七章 市場機構と経済政策	87
第1節 市場機構の機能と限界	87
第2節 自由主義社会に於ける国家の役割	88
1. 法と秩序の維持	88
2. 市場機構の機能条件の整備・強化—反独占政策	89
3. 市場機構の帰結の修正・補完	90
(1)経済の安定化 (2)マーケット・フェイリヤの補完	
(3)再分配	
4. 市場機構の基盤の整備—大衆社会の克服	94
第3節 残された問題	94
あ と が き	97
参 考 文 献	100

序 自由主義のルネサンス

ハイエクは1951年に次の様に述べている¹⁾。

「第一次世界大戦の終結時には、自由主義の精神的伝統はほとんど死滅しかけていた。…中略…かつては若者の想像力を燃え上がらせることのできた自由主義思想の生き生きとした世界は、もはや、存在しなかった。」

自由主義の精神的伝統の衰微は、英国が第二次大戦後、労働党政権の下で社会主義的実験に突入した時ピークに達した。ハイエクは、1848年の革命から1948年頃までの一世紀をヨーロッパ社会主義の世紀と呼んでいる²⁾。しかしながら、社会主義思想と、それに鼓舞された社会改良の努力とが頂点に達する以前に、既に思想界に於いて新たな変化が起っていた。

幾つかの国々で、一握りの少数者によってではあるが、そしてまた、それぞれ別個に他者から独立してではあるが、自由主義の精神的伝統を再興しようとの努力が行われ始めていた³⁾。まず第一に、英国でのエドウィン・キャナン (Edwin Cannan) を挙げる事ができる。そして、ロンドン・スクール・オブ・エコノミクスでの彼の生徒達がそれを引き継いだ。彼らの内でとりわけ大きな影響力を持ったのは次のような人々であった。グレゴリ (Sir Theodore Gregory), ロビンズ (Lionel Robbins), プラント (Sir Arnold Plant), ベンハム (F. C. Benham), ハット (W. H. Hutt), 並びにペイシュ (F. W. Paish) であった。

第二に、オーストリア人によっても同様の試みが為されていた。ミーゼス (Ludwig von Mises), 並びにその弟子、ハーバラー (Gottfried Haberler), マハルプ (Fritz Machlup), ハイエク (F. A. von Hayek) といった人達がそうであった。

第三のグループはシカゴ大学で生まれた。ナイト (Frank H. Knight) に始まり、サイモンズ (Henry C. Simons), ディレクター (Aaron Director) を経て、スティグラ (George Stigler), フリードマン (Milton Fried-

man) へと到る系譜が存在する。

第四に、大統領にもなったイタリア人学者エイナウディ (L. Einaudi) がいる。

そして最後に、ドイツ人のグループを挙げることができる。このグループの中心を成すのはオイケン (Walter Eucken) 並びにレプケ (Wilhelm Röpke) であり、このグループは別名フライブルグ学派とも呼ばれている。

以上のような人々によってそれぞれ別個に行われていた研究・教育活動は、第二次大戦後の彼らの相互交流を通じて、大きく発展した。こうした相互交流を大いに促進したのが「モンペルラン協会」(Mont Pélérin Society) であり、年報『オルド』(ORDO) であった。

ハイエクからの引用を続けよう⁴⁾。

「過去四半世紀が経過する中で登場してきたこれらグループの全ては、第二次大戦が終わるまでは、お互いに真に知り合うことはなかった。我々はその後生き生きした思想の交換を目撃した。…中略…わずかばかり残った自由主義者がそれぞれ、ひとり寂しくまた笑いものにされながら、己れ自身の道を歩む時代は過ぎ去った。彼らが若者の間に何らの反応も見い出さない時代は過ぎ去った。…中略…30年前には、自由主義は尚も公人に何らかの影響を及ぼしたかもしれない。しかし、精神的運動としての自由主義はほとんど消滅しかけていた。今日、それが実践に及ぼす影響はわずかなものであるかもしれないが、その問題は今一度生きた人間の思考を把握するようになったのである。将来、自由主義が再び信頼を回復すると期待するの、あながち誤りではないのかもしれない。」

ハイエクが以上のように述べてから、既に30年以上の年月が経過した。この間自由主義思想は徐々に勢いをもり返してきた。そして、この傾向は1970年代後半以降とりわけ顕著である。ソ連圏での実態が明らかになってきたことがこうしたことに大きく寄与した、ということに疑問の余地はない。しかし、それと同時に西側世界で起った変化も見逃がすことができない。ケインズ経済学と福祉国家の理想とによって鼓舞された黄金の50年代、60年代も今や過去の出来事となってしまった。

第二次世界大戦の終結直後に続いて、今一度、市場機構に注意が集まりつつある。しかし、市場機構さえあれば、それで全ての難問が解決するなど考えたならば、それは大きな誤りである。市場機構そのものは決して単独では存立し得ないのである。それは幾多の政策的措置によって支えられねばならないのである。

第一章では市場機構の持つ意味が分析される。それは、自由の重要な前提条件の一つであると同時に、効率的な分業社会の存続条件でもある。市場機構は自由と効率の重要な前提条件である。しかし、それも、市場でのなほだしい経済集中がないと仮定した上でのことである。過度の経済集中を阻止するためには、当然のことながら、強力な政策が必要となる。経済力の集中を阻止するためにいかなる政策が採られるべきか、そしてまた、その政策はどれだけの効果を発揮し得るのか、といったことが第二章で論じられる。

経済集中を阻止するための強力な政策が講じられ、そのことによって仮にも経済集中の生み出す諸困難が一掃されたとしても、それでも尚、市場機構には重大な問題が存在する。それは、市場に於いては価格が全てに優先する、というところから生まれてくる。第三章ではこの点を論ずる。

この市場機構の持つ第二の問題に対して、従来、二つの解答が与えられてきた。計画経済と福祉国家がそれである。しかし、少なくとも第二次世界大戦後の西側世界では、第一の解答は放棄されてしまったように見える。それは自由とも効率とも両立し得ない、と考えられるようになったからである。他方、福祉国家の理想は、1950年代、1960年代を通じて多くの人々を鼓舞してきた。しかし、全ての人が福祉国家に賛意を示していたわけではない。第四章から第六章にかけては、こうした点について論ずることにする。

最終章は以上のような全議論をふまえた結論部分である。筆者は、分業の支配的な大規模社会に於いては市場機構は不可欠である、という見解に立つ。しかし、市場機構が存続し得るためには、多くの政策が講じられね

ばならない。最終章では、いかなる政策が講じられるべきかを述べることにする。

- 1) ここに引用した文章は1951年にドイツ語で発表されたものを、ハイエク自身が英訳して次の著作に再録したものである。Hayek, F. A.: *Studies in Philosophy, Politics and Economics*, Chicago 1967, p. 195.
- 2) Hayek, F. A.: *The Constitution of Liberty*, London 1960, p. 253.
- 3) Hayek, F. A.; *Studies in Philosophy, Politics and Economics*, p. 196-200.
- 4) Hayek, F. A., *op. cit.*, p. 200.

第一章 市場機構の機能

第1節 自由と強制力の制限

1. 自由と強制

ロックは自由を次のように定義している。「自由とは、他人による制限および暴力から自由であることである¹⁾」。つまり、自由とは、他人の恣意に服するのではなく、自分自身の意志に従うことを意味しているのである。自由と他者の恣意に関する議論を、ハイエクは更に緻密な形で展開している。ハイエクも、人が他者の恣意的意志による強制に服さない状態を個人の自由 (individual freedom, personal freedom) と定義している²⁾。

それでは、強制とは何を意味するのであろうか。ハイエクによれば、強制とは、ある人間が自分自身の目的にではなく、他者の目的に奉仕させられているような状態である³⁾。しかし、ある人間が他の人間を強制して自らの目的に奉仕させ得るためには、前者が後者の生活与件に対する決定的な影響力を保持していることが必要になる。従って、強制とは次のような状態である。即ち、ある人間が他の人間の生活与件に対する決定的な影響力を保持しており、それを背景にして、後者に一定の行動をとらせようとの意図を持ち、また、その意図にそぐわない行動をとる者には害を課すぞとの脅迫を行っており、他方で、こういった脅迫によって自己の行動の選択の幅を制限された人が、究極的には、自己の目的にではなく、脅迫を行った人の目的に奉仕するような状態である。

自由とは他者の恣意的意志による強制の欠如している状態だと定義された。従って、最大限の自由を確保するためには、強制を極小化することが必要になってくる。つまり、何人も他者の生活与件に対する決定的な影響力を持ち得ないようにし、従って、他者に一定の行動をとらせようとする意図を持ち得ないようにすれば、最大限の自由を確保するという目標が達

成されることになる。そこに於いては、何人も自己の生活与件を他者によって決定的に規制されることがなく、自分自身の目的を追求し得るようになるのである。

こうなると次に問題になってくるのは、他者の生活与件に対して決定的な影響を与え得る力にはどのようなものがあるか、ということになる。次にこの点を考察してみることにしよう。

2. 強制する力

まず第一に、むき出しの力、即ち、暴力、武力といったものを挙げることができるだろう。しかし、このむき出しの力による他者の行動の統制は、それだけでは永続せず、また、安定的なものたり得ないであろう。なぜなら、むき出しの力が少しでも衰えを見せるならば、そのことはたちまちにして被強制者の反逆を呼び起すことになるからである。

かくして、他者の行動の統制を安定的なものにするためには、むき出しの力が何らかのものによって補完されることが必要になる。その典型的なものが権力機構、統治組織である。従って、統治組織は自由にとっての重大な脅威となるのである。統治組織なくしては人間は満足な社会生活を営み得ないとはいえ、この統治組織が個人の自由を完全に破壊してしまう、という危険も存在するのである。かくして、この統治組織の持つ権力をいかにして制限し、害の少ないものにするか、ということが重大な問題となってくるのであり、正しく、このことこそが自由主義者の最重要関心事だったし、今もそうなのである。法の支配 (the Rule of Law)、分権並びに連邦主義といったものは、統治組織の持つ権力を制限するために考え出された工夫であった。こうした問題については、本研究ではこれ以上立入らないことにする。

統治組織の存在によって、長期にわたる自由の抑圧が可能になる。しかし、この場合にも、被支配者が支配者に自ら従う意志を持つならば、前者がただ後者の物理的な強制力のみを恐れる時よりも、統治は一層容易になる。こうした支配者への自発的服従を促す最大の要因は宗教であろう。権

力機構と宗教とが結びつくなれば、最大の強制と、従って、最大の自由の抑圧が可能になる。しかし、被支配者の自発的服従を促す要因は何も伝統的な宗教のみではない。様々なものが信仰の対象となり、権威として崇められ得るのである。

財力もまた、他者を強制して強制者の目的に奉仕させることを可能にする。従って、最大限の自由を確保するためには、統治組織の権力を制限しなければならないのと同様に、ある人が余りに巨大な財力を持つことも回避されねばならない。

3. 財産の分散

経済力の過度の集中は、当然のことながら、自由にとっての重大な脅威である。従って、経済力を梃子にした強制を排除するためには、経済力の集中が阻止されねばならない。経済力の集中阻止が可能か否か、は第二章で取り扱われる。ここでは経済力の集中排除に伴うある問題を取り上げることにする。その問題とは、財産が分散しており、経済活動に関しての決定が分権的に行われる場合、個々の意思決定相互間の調整がいかんして可能となるか、ということこれである。

かくして、市場機構が決定的に重要になってくる。価格が個別経済主体の意思決定相互間の調整を可能にするからである。分権的意思決定システムの下での市場機構の意味を理解するためには、経済的問題の意味を十分に理解しておくことが不可欠である。

第2節 価格の意味

1. 技術的問題と経済的問題

経済的問題の意味を十分に理解するためには、技術的問題と経済的問題の違いについて認識しておくことが必要である⁴⁾。

一定量の鉱石から最大量の金属を抽出することが必要である場合、一定数の人員で最短時間に架橋することが必要である場合、或いは一層遠距離

まで透視し得る望遠鏡を作ることが必要である場合には、そこに存在するのはただ技術的問題のみである。技術的問題は、利用可能資源の振り向けられる目的の単一性・絶対的一義性によって特徴づけることができる。

しかし、実際の社会に於いては、追求される目的がただ一つだけである、ということは決してあり得ない。人間の生存にとって、食糧の生産は最も重要なことであろう。それにもかかわらず、利用可能な資源の全てが食糧の生産に振り向けられるといったことは、少なくとも文明社会に於いてはあり得ないことである。食糧を生産した後も、他の目的のために使用できる資源ができる限り多く残っていることが望ましいのは言うまでもないことであろう。こうなると問題はもはや技術的な性質のものであることをやめる。なぜなら、種々の相競合する目的にいかにして限られた量の利用可能資源を配分するか、という問題が登場してくるからである。複数の且つ相互に競合する目的群への利用可能資源の配分こそが、経済的問題の本質的な特性なのである。

2. 価格＝合理的経済活動の指標

かくして、より効率的で経済的な生産方式とは何か、という問題が生じる。Aの生産方式はより多くの土地とよりわずかの労働を用い、Bの生産方式はよりわずかの土地とより多くの労働を用いて、同じ量の生産物をもたらす場合、いずれの生産方式がより経済的なのであろうか。この場合、後に残された資源の価値が問題になる。Aの場合には、よりわずかの土地とより多くの労働が残り、Bの場合には、より多くの土地とよりわずかの労働が残る。

これら二組の残存資源の集合の価値を比較するためには、土地と労働に共通して適用できる価値の尺度が必要になる。価格こそがそうした共通の尺度を提供するのである。もし、労働に比して、土地の稀少性がより高いものであるのならば、Bの生産方式は、Aの生産方式に比べて、より経済的であるということになる。

価格とは各種生産資源並びに生産物の稀少性の尺度に他ならない。個々

の経済主体は、この価格に配慮しつつ行動するならば、破産をまぬがれることができるし、更に利潤を獲得することもできるだろう。価格は、先の例でいうならば、人々にBの生産方式を選択せしめる。そうなることによって、より稀少な土地が節約されるのである。かくして、価格は、人々を稀少資源の浪費の排除へと導き、社会全体の富の増大をもたらすのである。

3. 市場機構の機能様式

市場機構は、稀少性の尺度たる価格を提供することによって、経済活動に関しての分権的な意思決定を可能にする。各個別経済主体の決定は、価格を通じて相互に調整されるからである。しかし、この場合に看過してはならないことがある。それは、個々の経済主体が市場機構全般についての知識を保持していることは全く必要ではなく、自己の関連領域についての知識を持っているだけで十分事足りる、ということこれである。

すずという原材料を例にとりて、市場機構がいかに機能するか、を説明してみよう⁵⁾。

すずという原材料の新しい利用方法が発見されたか、或いは、従来の鉱脈のひとつが廃棄されるかして、すずという原材料がより稀少なものになったと仮定してみよう。こうした事が起った場合に、市場機構はすずの使用者に価格の上昇という信号を送り、そうすることによって従来以上のすずの節約を命ずる。彼らの大多数の者は、何故にすずの価格が上昇したのか、従って、何故にすずがより稀少になったのかの理由を知る必要がない。新しい利用方法が考案された場合を考えてみることにしよう。この場合、すずの使用者の内の少数の者が新しい需要についての知識を獲得して、その知識に基づいてすずを新しい用途に振り向けさえすればよいのである。そのことがすず市場にギャップを生み出す。この新しいギャップに気づいた別の少数の者が、次にこのギャップを別の源泉によって埋めようとするならば、またまた新たなギャップが生まれる。そして、このギャップが再び別の少数の者によって埋められてゆく。こうして、すずがより稀少なものになったということに対する反応が、またたく間に経済システム全体に

広がってゆくのである。

こうしたことの結果、すずの全使用量が膨張するのみならず（或いは、すずの総供給量に変化がない場合には、すずの価格が上昇するのみならず）、すずの代替物の使用量、その代替物の代替物の使用量、並びにすずで作られたものやその代替物の供給量等が膨張してゆく。しかも、こうしたことは、何人かがそうしたメカニズムの全体について知っているか否かに関わりなく、そして、各個人がただ自らの保有する情報に基づいて決定を行うことによって達成される。それも、価格がすずやその代替物の稀少性についての情報を万人に伝達するという役割を果すからである。

第3節 競争と経済集中

マルクスは『資本論』第一巻の最終部分で次のように述べている⁶⁾。

「資本主義的生産様式が自分の足で立つようになれば、…中略…収奪されるのは、もはや自分で営業する労働者ではなくて、多くの労働者を搾取る資本家である。」「いつでも一人の資本家が多くの資本家を打ち倒す。」「この転化過程のいっさいの利益を横領し独占する大資本家の数が絶えず減ってゆくにつれて、貧困、抑圧、隷属、墮落、搾取はますます増大してゆくが、しかしまた、絶えず膨張しながら資本主義的生産過程そのものの機構によって訓練され結合され組織される労働者階級の反抗もまた増大してゆく。資本独占は、それとともに開花しそれのもとで開花したこの生産様式の桎梏となる。生産手段の集中も労働の社会化も、それがその資本主義的な外皮とは調和できなくなる一点に到達する。そこで外皮は爆破される。資本主義的私有の最期を告げる鐘が鳴る。収奪者が収奪される。」

もし、以上の推論が正しいとすれば、市場機構による自由と効率の達成の構想は挫折せざるを得ない。なぜなら、大資本家の強制力は多くの人々を強制し、彼らから自由を奪い去ってしまうからである。

かくして、上記のマルクスの推論を十分吟味してみることが必要になる。市場での競争は常に経済集中を促進させる方向に作用するのであろうか？

もしそうであるとすれば、その経済集中はどこまで進むのであろうか？ 経済集中によってもたらされる帰結はいかなるものなのであろうか？ そして、もしその帰結が憂うべきものであるとしても、それを相殺するような要因は存在しないのであろうか？

これらのことを十分に吟味しない限り、市場機構の擁護論をいくら展開してみても、それは説得力の乏しいものになるであろう。次章では、この点を、効率の観点からと、自由の観点から検討することにしよう。

- 1) Locke, J: *Two Treatises of Government*, 1690 (鶴飼信成訳『市民政府論』, 岩波文庫 昭和43年, 第13刷 昭和55年), 邦訳 p. 60.
- 2) Hayek, F. A.: *The Constitution of Liberty*, p. 11.
- 3) Hayek, F. A., *op. cit.*, p. 133-134.
- 4) Hayek, F. A. (ed.): *Collectivist Economic Planning: Critical Studies on the Possibilities of Socialism*, London 1935 (迫間真治郎訳『集産主義計画経済の理論—社会主義の可能性に関する批判的研究』, 実業之日本社 昭和25年) Reprinted ed. Clifton 1975, p. 3-8.
- 5) Hayek, F. A.: *Individualism and Economic Order*, London 1949, p. 85-86.
- 6) Marx, K.: *Das Kapital* (岡崎次郎訳『資本論』, 大月書店 昭和47年) 邦訳 第一巻第三分冊 p. 437-438.

第二章 経済集中とその影響

第1節 反独占政策

1. 反独占政策

アメリカでは、1880年代にトラストを中心にして経済集中が著しく進展した。こうして形成された大資本に対して、西部の農民を中心として反感が高まり、シャーマン反トラスト法が連邦議会に提出されることとなった。このシャーマン反トラスト法は8条から成り、取引を制限する全ての結合並びに独占を違法としており、1890年に成立した。更に1914年には、独占形成の過程で用いられる各種の企業結合や競争手段を規制するために、シャーマン反トラスト法を補完するものとして、クレトイン法並びに連邦取引委員会法が制定された。これら三つの法律がアメリカの反トラスト法の主要な法源となっており、そこでは独占や取引制限を原則的に禁止するいわゆる独占禁止主義が採られている。しかし、その実際の運用には、時代によって変遷があったのは言うまでもないことである。

他方、アメリカ以外の主要先進工業諸国では、第二次世界大戦の時期まで、独占や取引制限が積極的に規制されることがなかった。しかし、第二次世界大戦の終結後には、アメリカの影響力が著しく増大したことと、西側諸国での自由競争体制に対する信頼の回復とが相まって、多数の国々で独占禁止法ないし独占規制法が制定されていった。これらの国々での反独占法体系に於ける独占規制の立場は、一般に、独占禁止主義と弊害規制主義に大別される。前者は、独占そのものを悪であるとして、これを原則的に禁止するのに対して、後者は独占それ自体を禁止しないけれども、市場支配力が公益に反するような形で濫用された時に、これを規制するといったものである。

こうして第二次世界大戦後、アメリカ以外の多くの先進工業諸国でも反

独占法体系が整備されていったのであるが、その典型が西ドイツであった。占領政策の強い影響があったことを見逃すことはできないけれども、市場機構の重要性並びに競争の必要性を説くフライブルグ学派の人々の存在が、1957年の競争制限禁止法の制定に大きく寄与したのであった。このフライブルグ学派¹⁾の中心的人物の一人がワルター・オイケンであり、彼の構想はその著『経済政策原理』(1952)に記されている。

2. 競争秩序と経済政策

オイケンは、歴史を制御する発展法則が存在するか否か、という問を發している²⁾。20世紀の益々多くの人々がこうした発展の不可避性を所与とみなすようになってきたけれども、発展の不可避性の教説は神話であり、兎戯に類したものである、とオイケンは断じている。勿論、ある秩序形態から他の秩序形態への発展の傾向は存在するのではあろうが、それは決して必然ではないのである。オイケンは傾向と不可避性を明別する。二重の意味で傾向は不可避性と異なる。まず第一に、蓋然的な方向とは違った方向をとって進むことが常に可能である。第二に、ある方向をとって進む場合、どの方策が選ばれるかは決っていない。

かくして、ここに経済政策の意味を見い出すことが可能になる。即ち、望ましくない傾向を惹起させないような条件配置を創出することが、経済政策の課題となるのである。こうした課題を持つ経済政策が、十分にその機能を發揮し得るためには、広く行き渡っているある見解が一掃されねばならない、とオイケンは言う³⁾。即ち、近代技術は不可避的に大きな機械、大きな企業を、従って、経済集中及び独占を帰結し、競争を破壊する、というのがそれである。もし、こうした見解が正しいのであれば、市場機構の擁護論は完全にその立脚基盤を失うことになろう。

過去に経済集中が進展してきたことは確かに事実である。しかし、そうした経済集中の原因は決して単純なものではなかったと思われる。近代技術はそれに寄与してきたのであろう。しかし、競争を抑圧したいと願う人々の行動や、それを支持した政府の措置も決して無視することのできない

ものであった。

もし、現存の経済集中がこうした諸要因の複合的帰結であるとするならば、それらの諸要因を個別に検討してゆくことが必要であろう。まず第一に、技術進歩が企業規模の巨大化を通して経済集中に寄与してきた、ということは概ね正しいのかもしれない。しかし、こうした技術進歩が必然的に競争を消滅させる、と考えるならば、誤謬に陥ることになる。なぜなら、一方で企業規模が巨大化しているにもかかわらず、他方で競争が従来以上に激しくなっている、という事例を考え得るからである。交通手段や通信手段が発達することによって地域独占が破壊される場合などは、そうした事例の典型的なものである。そして、いまひとつ留意しておかねばならない点は、中・小規模の企業に有利に作用する技術進歩も存在し得るということである。

第二に、生産者の多くは競争の抑圧を望むかもしれない。しかし、全ての生産者がそうだとは限らないであろう。そして、それは次に論ずる政府の措置の有り方によって大いに左右されるに相違ない。

従来、種々の政府の政策はどちらかという経済集中を促進させる方向に作用してきたけれども、これは逆転可能である、とオイケンと言う。もし、経済政策の有り方が変化し、競争秩序の維持を目指すものとなるならば、そのことは当然、人々の競争に対する考え方に何らかの変化をもたらすであろう。

以上のことから、政府が競争秩序を目指すという政策を明確に打出すならば、経済集中への傾向に終止符を打つ、ということが可能になるのではないだろうか。かくして、こうした判断の上で立つて、オイケンも競争秩序のための政策構想を展開してゆくのである⁴⁾。彼の政策構想は、競争秩序を作り上げるための原理（構成的原理）と、競争秩序を機能的な状態に維持しておくための原理（規制的原理）とから成り立っている。ここでは、より重要な構成的原理について説明しておくことにしよう。

競争秩序を作り上げるための経済政策の最重要課題は、完全競争の機能的な価格体系の確立である、とオイケンと言う。但し、ここに言う完全競

争とは、取引拒絶といった市場戦略の存在しない業績競争のことである。こうした課題を遂行するためには、まず第一に、通貨価値の安定が保証されねばならない。なぜなら、インフレーションもデフレーションも共に物価の構造を歪曲せしめ、市場機構の十全な機能を阻害するからである。第二に、開放的市場が目指されねばならない。というのも、市場が封鎖された場合その弊害が大きいからである。市場の封鎖は独占の形成を容易にするし、また、市場間の結合を破壊する。従って、国家が市場を封鎖するような措置を採ることが回避されねばならないのは言うまでもなく、私的権力集団による市場の封鎖も徹底的に排除されねばならないのである。

私有財産や契約の自由も、以上のような観点に基づいて、再検討されねばならない。両者は共に競争秩序の必要条件ではあるが、決して十分条件ではない。それらは市場形態の有り方に応じて異なった性格を持つのであり、とりわけ契約の自由は、競争促進的にも競争破壊的にもいずれの方向にも作用し得るのである。従って、生産手段の私的所有を確立することは必要であるが、それが社会的、経済的な弊害をもたらすことがないように、生産手段の私的所有を競争によって統御することが必要となる。契約の自由についても同様である。契約の自由そのものを制限し禁止することにつながる契約は認められてはならない。完全競争（業績競争）が存在する場合にのみ、契約の自由を容認することが可能になるのである。

最後に忘れてならない点は、競争秩序を作り上げる上で、経済政策のある種の恒常性が必要だということである。なぜなら、経済政策の激変は投資活動への重大な障害となるばかりか、コンツェルン形成への誘因を生むことになるからである。従って、経済政策は競争のための枠組みを作り上げ、この枠組みに粘り強く固執し、その枠組みの変更には慎重であらねばならない。

以上のような形でオイケンによって展開された競争秩序のための政策構想は、フライブルグ学派の共同財産となっている。そして、それは第二次世界大戦後の西ドイツの経済政策を規定した最も重要な要因の一つだったのである。

3. 技術的独占

総合的な反独占政策が展開されれば、多くの私的独占は排除されるであろう。しかしながら、幾つかの領域では、技術上の理由による独占が残存するに相違ない。そうした技術的独占がどれ程の量に達するか、は判断の分れるところではあろうが、それに対する可能な選択肢は次の三つのいずれかとならざるを得ないであろう。①私的独占の放置、②私的独占の公的独占への転換、③私的独占に対する公的規制。

これらの内からいずれのものを選択すべきであるか、を一般的な形で論ずることは不可能である。個々の状況に応じて、三つの内の最良のものを選択すべきであろう。しかし、ひとつだけ言えることがある。それは、私的独占の放置は疑いもなく他の二つのものよりもはなはだしく有害であると考えerわけにはゆかない、ということこれである。たとえ公益事業の場合でさえも、国家独占や私的独占への公的規制が独占問題への最善の解決策である、とは言い切れない。国家独占は私的独占よりも害が少ない、ということに対する強力な論拠は存在しないように思われる。また、公的規制は究極的には国家独占を帰結するかもしれないし、或いは、国家独占や私的独占のいずれよりもはるかに不効率であるかもしれない。むしろ、公益という大義名分の下に、何ら良心の苛責なしに行使される権力こそが最も危険なものとなろう。

従って、私的独占がどの程度有害なものであるかが問題となってくる。それは、効率の観点から（第2節）と、自由の観点から（第3節）再検討されねばならない。

第2節 独占企業の生産性

1. 競争の意味⁵⁾

ハイエクは、経済学の領域で完全競争の理論が論じているものは、競争と呼ばれる資格を全く持たないばかりか、政策の指針としてもほとんど何の役にも立たない、と言う。そこに於いては、競争のプロセスが接近して

ゆくであろう何らかのものが想定されているけれども、競争はその本性上動的プロセスだからである。

ハイエクによれば、一般に完全競争の条件と考えられているものとして、次のようなものを挙げることができる。

- ① 自己の活動によって価格にそれとわかる程の影響を与えることを期待することなき、多くの比較的小規模な売手ないし買手によって、供給され需要される同質的商品。
- ② 市場への自由な参入と、価格並びに資源の動きに対するその他の障害の欠如。
- ③ 市場の全参加者の内のある部分に於ける関連事項についての完全な知識。

この第三の条件は、市場機構の意味の理解を困難にするものである。なぜなら、第一章第2節で論じたように、市場機構の下では、各個別経済主体が不完全な知識しか持っていないにもかかわらず、彼らが価格に配慮しつつ行動するならば、彼らの意思決定が相互に調整されるからである。完全知識の想定は途方もないものであるが、それは第一の条件、即ち、同質的商品の想定の前結である。もし、問題にされている全ての生産者の生産物の質が全く等しいのであれば、その生産物についての完全な知識の獲得も可能になりそうだからである。

しかし、実際にはある特定の二人の生産者を採りあげた場合、彼らの生産物が精確に同一だということはむしろ稀である。そこには微妙な差異が存在するに相違ない。完全競争の理論で想定されているように、同質的な商品が生産され販売されているのであれば、宣伝、価格引下げ、改良を通じての差別化は全て排除されてしまい、言葉の通常の意味での「競争」の余地は完全になくなってしまう。

競争の真の機能は、誰が我々に最も良く奉仕してくれるのかを我々に教えてくれる点にある、とハイエクは言う。どの食料雑貨商人や旅行代理店が、どの百貨店やホテルが、どの医師や弁護士が最も満足のできる解答を

もたらしてくれるのか、を競争が教えてくれるのである。明らかにこれらの分野では、種々の個人や企業のサービスが決して精確に同一でないが故に、競争が存在し、またそのことの結果、我々により良いサービスの供給される可能性が開かれているのである。

従って、競争が存在する場合には、ある商品の価格が限界コストに一致しているか否か、はあまり重要でなくなる。重要なのは、ある商品の価格がその潜在的な密接代替品の価格よりも安いのか否か、ということこれなのである。

競争とは、より安価な商品の生産、販売方法を発見するための手段である。しかし、この「発見手段としての競争」には重要なことが含意されている。まず第一に、競争の帰結をあらかじめ予測することはできない。そこには、完全競争の理論の内に暗黙の内に含意されている、達成さるべき標準といったものは存在しない。競争の帰結は予測不可能であるが故に、競争は多くの人の期待を打ち砕くことになる。第二に、「発見手段としての競争」は膨大な利潤を可能にする。例えば、ある人がある商品の生産コストを50%切り下げる排他的知識ないし技術を獲得したと想定してみよう。たとえ彼がこの知識ないし技術を、多大の努力の結果獲得したのではなく、単なる偶然によって獲得したに過ぎないのであっても、また、彼がその商品の販売価格を25%しか下げなかったとしても、彼はその商品の消費者に十分奉仕しているのである。

こうして生み出される膨大な利潤は、当然のことながら、多くの模倣者を生み出すであろう。この場合重要なことは、国家の助成や許容に基づく競争への人為的障害は排除されねばならない、ということこれである。競争が完全か否か、についてはそれ程思い煩う必要がない。しかし、競争の欠如は断固回避されねばならない。なぜなら、競争の欠如がもたらす弊害は、競争の不完全性が惹起するであろう弊害に比べて、はるかに重大なものだからであり、また、優秀な効率に基づく独占は、誰か他の者が消費者を満足させる上でより効率的になるや否や、たちまち消滅するであろうからである。従って、技術上の理由に基づく独占は、国家干渉に基づく人為

的障害が存在しない限りは、少なくとも効率の観点からは、それ程有害ではないということになる。

ハイエクは、少なくとも効率の観点からは競争の不完全性はそれ程有害でない、と結論しているのであるが、シュムペーター並びにガルブレイスは、そこから更に一步踏み出している。彼らによれば、競争の不完全性こそが経済発展を可能にするものなのである。次に彼らのこうした主張を試みることにしてしよう。

2. 創造的破壊⁶⁾

少なくとも製造工業に於いては、巨大規模企業が優勢になり始めたと考えられる1890年代以降、生産増加率は少しも減少していないこと、並びに大衆の生活水準はこの大企業の時代に上昇したことをシュムペーターは指摘する。彼によれば、およそ資本主義というものは決して静態的なものたり得ないのである。更に、資本主義の発展的性格は、ただ単に戦争、革命、人口や資本の増加、貨幣制度の変化といった社会的、自然的環境の変化への適応に全てを帰せしめ得るものでもない。本質的に資本主義のエンジンを起動せしめ、その運動を継続せしめるのは、不断に古きものを破壊し、新しいものを創造することによって、絶えず内部から経済構造を革命化する資本主義的企業の創造的破壊 (creative destruction) なのである。新しい消費財、新しい生産方式並びに輸送方式の開発、新しい市場の開拓、新しい産業組織形態の発展といったものが資本主義の本質的事実である。

資本主義のこうした発展的性格の内には重大な二つのことが含意されている。まず第一に、全ての要素がその真の特徴や究極的效果を出し尽くすには相当の期間が必要であり、その過程の成果をある所与の一定の時点から評価することはできない。従って、創造的破壊の過程の成果は、数十年ないし数世紀を通じて判定されねばならない。第二に、有機的な過程が問題となっているのであるから、その過程の特定部分に生ずる現象の分析は、機構の細部を明瞭にするものではあっても、それ以上に決定的なものではない。

こうなると寡占的企業の行動に対する見方が根本的に変わってこざるを得なくなる。それを歴史の一コマの結果としてとらえることは許されず、直ちに变化するに決まっている情勢に対処せんとする試みとしてとらえることが必要になる。普通の意味での競争が幾分か迅速に機能するか否か、はどちらかといえば大した問題ではなくなる。新商品、新技術、新供給源、新型組織に由来する競争は、それが現存する時に影響力を持つのは勿論のこと、そうした競争にいつ見舞われるかわからないとの不断の脅威が存在するに過ぎない場合にも影響力を持つのである。

創造的破壊が現実存在する場合であろうと、その潜在的な可能性が存在するに過ぎない場合であろうと、いずれにせよ、長期的な展望を持つことなく、そしてまた生産量を制限することによって、既に確立されている地位を保持し、そこから得られる利潤を極大化しようとする行動の重要性は著しく減退する。しかし、ここから更に進んで次の事実を認識しなければならない。即ち、この種の制限的行動は、創造的破壊の絶えざる烈風の中にあつては、静態的状態ないし漸進的・均斉の成長の状態では持たなかつたような、新しい意義を持つに到るということこれである。創造的破壊の過程にあつては、制限的行動は我が乗る舟を堅固にし、当座の困難を緩和させるのに多大の貢献を為すのである。もっとも、この議論は不況時に常にむし返されるものであり、また、はなはだしく濫用されるが故に、多くの経済学者によって軽蔑されているのではある。

しかし、制限的行動は常に後向きに作用するわけではない。創造的破壊を至上命令とする者にとつてすら、それを為し遂げるためには余力が必要である。創造的破壊の遂行者はその性質上侵略者である。彼には自己の生産物の価格と品質以外の武器が必要であろう。経験の不足を補うために、巨額の資本投資が必要となるかもしれない。こうしたことを為し得る者のみが創造的破壊の過程を起動せしめ得るのである。しかし、彼が現実創造的破壊に乗り出すためにはこれだけでは不十分である。やがて彼が新天地で地歩を固めたあかつきには、制限的行動によって当初の損失を十分に埋め合わせるに足るだけの利潤を獲得し得る可能性が大でなければならない

いからである。

創造的破壊の過程にあつては、攻守いずれの面に於いても、制限的な企業戦略は不可欠である。寡占的企業の価格政策もこうした観点からとらえられねばならない。寡占的企業の提示する価格は普通に思われている程に硬直的なものではない。それは、最終的には、技術的進歩に応じて低下してゆく。制限的な企業戦略の真に目指すところは、価格の季節的な、気まぐれな、或いは周期的な変動を回避して、これらの変動の根底にある諸条件の一層基本的な変化に適応してゆく、ということこれである。

現代の企業が余裕有りと感じた時にまっ先に着手するのは、調査研究部門の設立である。その構成員全てによって、自分達の命の糧が自分達の考案している改良の成否にかかっている、ということが認識されているからである。このことは、企業の行動が技術進歩への嫌悪を示すものではないということをも明白に物語っている。独占価格が競争価格よりも高く、独占的生産量が競争的生産量より小さいという命題が妥当するのは、生産方法や生産組織をも含めた「他の事情にして等しければ」という前提条件が設けられた場合のみである。しかし、創造的破壊の支配的な社会に於いては、少なくとも効率の観点からは、競争が独占よりも一層有利である、という命題の妥当性は疑わしいものとなる。競争的仮説と両立し得るタイプの企業が達成し得る能率水準、価格、生産量は、寡占的企業のそれに比して、はるかに良好であるとは言えないからである。

完全競争の理論によって生み出された先入主を放棄し、創造的破壊の意味を認識するならば、大企業こそが人々の生活水準上昇の最も重要な原因であった、ということに何らの疑念を抱くこともできないのである。

3. 技術進歩と独占

カルブレイスもシュムペーターと同様の議論を展開している⁷⁾。彼も、現代では大企業によってのみ技術進歩が可能となり、競争社会に於ける競争などはほとんど技術の発達を阻止しているに近い、と言う。

現代では、技術上の変化が個人の仕事の産物であるということは稀であ

る。今や費用のかからぬ発明はほとんど出尽くしている。技術革新に必要な巨額の費用とそれに伴うリスクを負担し得る大企業のみが、技術革新の担い手となり得るのである。もはや、それは個人の手には負えない代物になっている。

更に大企業のみが技術革新への動機を持ち得るのである。なぜなら、ある産業でかなりのシェアを占める大企業のみが、模倣者が革新の果実を全て持ち去ってしまうことから自己を守り、革新に要した費用を回収し得るからである。やはりここでも競争的な企業の出番はない。

かくして、大企業は技術革新のための能力と意欲を持つ。従って、大企業が技術進歩を抑圧する可能性は少ない。恐らく、「創造的破壊」の過程に於いては、その種の抑圧を有効に行い得ないであろう。むしろ、大企業は技術革新への強い動機を持つ。それは販売拡張のための主要な武器となり得るし、また、当該企業の威信の高揚にも大いに役立つからである。

以上、ハイエク、シュムペーター、ガルブレイスといった三人の意見を検討してきた。以上の議論からすれば、大企業の存在は、国家干渉に基づく競争への人為的障害が存在しない限りは、重大な経済効率上の脅威とはなり得ないということになる。否むしろ、大企業の存在こそが生活水準上昇の最大の原動力ということになりそうである。かくして、技術上の理由による私的独占は放置しておいても、少なくとも効率という観点からは、弊害を生まない。それは国家独占や私的独占への公的規制よりも、はるかに望ましい選択肢であるのかもしれない。

しかし、自由の観点からはどうなのであろうか。恐らくそれはより重大で複雑な問題を投げかけてくるであろう。本章の以下の部分では、自由の問題に焦点を当てて論を進めてゆくことにする。

第3節 法人企業と経済集中

1. 経済集中と拮抗力

(1) 法人企業

1932年に出版されたA. A. バーリとG. C. ミーンズの共著『近代株式会社と私有財産』は現代資本主義論のひとつの古典となりつつある。彼らは株式会社制度の生み出した帰結について研究した結果、二つの結論に到達している。まず第一に、株式会社制度は巨額の資本調達を可能にし、大規模な企業を出現させ、経済集中を著しく促進したのである。彼らの研究によれば、1930年のアメリカに於いて、巨大な株式会社企業への経済力の集中が既に著しく進んでいたことが明らかである。銀行を除く最大200社（鉄道42社、公益企業52社、産業会社106社）が、株式会社の総資産の49.2%を、事業用総資産の38.0%を、そして、国富の22.0%を支配していたのである⁸⁾。

経済力の集中を大いに促進したこの株式会社制度はいまひとつの重要な帰結をもたらした。多数の株式が発行されたことの結果として、株式所有が分散し、最大株主といえどもその持株比率は極めて小さいという事態が出現した。この場合、株式所有を通じて企業の諸活動を支配し得る個人ないし小集団は存在しなくなるだろう。かくして、企業運営の実質上の権限が株主から経営者に移行し、いわゆる「経営者支配」が確立するのである。バーリとミーンズの研究によれば、先の銀行を除く最大200社の内、過半数以上の持株支配の行われていたものはわずか11%に過ぎず、44%が経営者によって支配されていたのである⁹⁾。

(2) 生産の計画化

ガルブレイスの体制論は、こうしたバーリとミーンズの研究の延長線上にある。しかし、ガルブレイスは、株式会社制度によって巨大な法人企業が出現したこと並びにそこに於いて経営者支配が進行していることに注目するのみならず、それらが近代技術を体現するものであることをも強調する。

ガルブレイスによれば、技術とは、科学的ないしその他の組織された知識を実際の仕事に系統立てて適用することを意味している¹⁰⁾。それは仕事の分割、細分された仕事への知識の適用、並びに仕事の各部分の結合を必要とし、こうした手続をへて製品が完成される。このことから次の6つの

帰結が生じる。

- ① 生産工程の長期化
- ② 必要資本額の巨大化
- ③ 時間と資本の一層の固定化

以上の三点は企業規模の巨大化を帰結する。こうした巨大企業の運営資金の調達は多数の株式発行を通じてのみ可能であり、このことは他方で株式所有の分散並びに株主の発言権の後退をもたらす。しかも、株主の発言権は次の事実によって更に弱められる。

- ④ 専門化した人材の必要性の高まり
- ⑤ 組織の必要性の高まり

生産工程の長期化と複雑化は、高度の知識を持った専門家の重要性を高め、専門知識にうとい株主の発言権を弱める。こうした個々の専門家の仕事を結合して所期の目的を達成するためには、組織が必要となる。専門家並びに専門家の仕事を組織する人々から成る組織をガルブレイスはテクノストラクチュアと呼ぶ。これは「経営陣」といったものよりもかなり範囲の広い概念である。ガルブレイスは、近代技術並びにそれを体現した複雑な近代的生産工程を重視するが故に、企業のトップに位置する経営陣のみならず、専門技術を体得した専門家をも含めたテクノストラクチュアという概念を創出し、このテクノストラクチュアが実際に企業を支配していると考えるのである。従って、彼の注目する大企業は、経営者によって支配されているのではなくて、経営者をも含むテクノストラクチュアによって支配されているのである。

- ⑥ 生産の計画化の必要性の高まり

近代技術を採用したことの結果として、必要とされる時間並びに資本の額が大きくなり、しかも、それらは益々固定化されるようになる。このことに加えて、多数の専門家を抱えた大規模な組織が必要となってくる。こうしたことから生産を長期にわたって周到に計画化することが必要になってくる。ガルブレイスは、こうした生産の計画化に焦点を当てながら、大企業の行動様式を説明してゆく。

大企業の生産計画はいかなる形で遂行されてゆくのであろうか。それを知るためには、大企業の目標、ひいてはそれを支配するテクノストラクチュアの目標が何であるのか、を知らねばならない¹¹⁾。テクノストラクチュアとは専門家の組織であり、それは個々の構成員の専門的知識を基礎にして成り立っている。この組織に於ける意思決定は、個々の構成員の専門的知識に基づいて下されねばならない。もし、その意思決定が外部からの非専門家の干渉を受けるならば、そのことはテクノストラクチュアの支配権を犯すことになるばかりか、高度の近代技術を体現した企業そのものの前途をも危うくさせるのである。従って、意思決定の権力の保持、つまり、意思決定に関してのテクノストラクチュアの自主性の維持が、テクノストラクチュアの第一目標となる。この自主性を維持するためには、資金供給者である株主や金融機関からの干渉を排除することが必要であり、そのためには最低限度の収益を上げ続けることが必要となる。

しかし、この自主性の維持のための最低限度の収益という目標は、テクノストラクチュアという組織が存続してゆくための最低限度の条件に過ぎない。最低限度の収益という目標が達成されたならば、テクノストラクチュアは次に企業の成長を目指す。これこそがテクノストラクチュアの本来の目標である。企業の規模が拡大すればする程、それだけテクノストラクチュアの個々の構成員に昇進の機会が開かれることになるし、また、テクノストラクチュア全体の威信が高まるからである。

最低限度の収益と最大可能な企業成長というのが、ガルブレイスが大企業の行動様式を論ずる際の中心仮説である。そこでは利潤極大化仮説は排除されている。

安定的な収益と最大可能な企業成長という二つの目標を達成するためには、一連の企業戦略が必要になる¹²⁾。まず第一に、製品価格は可能な限りの期間にわたって一定水準に固定され、また、可能な限り低い水準に固定される。製品価格の変更は、売り上げ高の急変を、ひいては収益の急変をもたらす危険を孕んでおり、可能な限り回避されねばならない。即ち、価格が管理されるのである。寡占的市場構造がこのことを可能にする。しか

も、その価格水準は売り上げ高を最大にするような水準、即ち、可能な限りの低水準に定められる。このことが、大企業の支配的な寡占的市場に於ける市場成果が、その寡占状況にもかかわらず、必ずしも憂慮すべきものとなっていないことの理由である。少なくともガルブレイスはこう考えている。

第二に、大企業は生産要素の購入を可能な限り安定させようと努める。生産要素の安定購入のための戦略は、必ずしも常に生産コストの極小化を目指すものと同一であるとは限らない。生産要素の調達に不安が感じられる時には、少々割高になっても、生産要素の安定購入を計るための努力が為される。例えば、原材料に関しては、その供給源そのものを所有したり、或いは、非常に長期にわたる売買契約が結ばれたりする。また、賃金に関して言うならば、労使紛争を回避するためなら多少の賃上げも容認されることであろう。生産コストの極小化よりも、生産コストの安定化並びに生産要素調達の安定化がより重視されるのである。

第三に、大企業は、製品価格や生産要素調達をコントロールするばかりか、売り上げ高をもコントロールしようとする。このことを実現するために大規模な宣伝・販売活動が繰り広げられる。こうした宣伝・販売活動によって人々の欲望はコントロールされ、大企業の生産する製品に対する需要の安定化が計られるのである。人々の欲望が大企業の行う宣伝・販売活動によって操作されているという事実を幾分か誇張ぎみに表わしているのが、「依存効果」(dependence effect)¹³⁾の仮説である。

製品価格をコントロールし、生産コスト並びに生産要素調達の安定化を計り、更に、人々の欲望を操作することによって、大企業はその生産・販売活動をかなり首尾よく遂行することができる。しかしながら、総需要が激しく変動するならば、こうした努力も水泡に帰するであろう。従って、総需要の安定化をまっぴらして、初めて大企業の生産計画が完成される。しかし、この総需要の安定化という課題は、個々の企業の為し得るところではなく、ひとり国家のみがそれを果し得るのである。こういった意味で、大企業は国家の総需要安定化政策に大きく依存しているのである。

更に大企業はそれ以外の点に於いても国家に大きく依存している。大企業は多数の専門家を必要とする。こうした専門家の養成は近代的生産方法にとって不可欠のものであり、専門家養成のための高等教育への公共支出は、テクノストラクチュアの存立を基礎から支えるものである。また、多額の費用と大きなリスクを伴う研究・開発は、国家の援助があつて初めて可能になる。その他、運輸・通信施設等への産業補助的公共支出も、大企業の生産活動にとって重要なものとなる。

このように大企業は国家の政策に大きく依存している。しかし、それは専ら一方的な従属関係である、という類のものではない。テクノストラクチュアという一種の官僚組織は、国家の官僚組織と癒着することによって、国家の政策を自らの都合の良い方向へと導いてゆこうとする。公私の官僚組織は一種の共棲関係にあるのである。

(3) 拮抗力

現代の先進工業諸国に於いては、数百の巨大企業がその全生産の主要な部分を掌握しており、しかも、そうした大企業の内的重要な部分がテクノストラクチュアによって支配されているわけである。もし、これら数百の巨大企業のテクノストラクチュアが共謀するならば、それぞれの国に於ける価格や賃金体系をコントロールし、新企業の参入を阻止し、人々の欲望を支配し、政府や世論を自らの意に沿うように操ることも不可能ではないように見える。しかしながら、先進工業諸国の住民は、テクノストラクチュアが完全に意のままにし得る存在ではない。ガルブレイスは、巨大企業が大きな力を持っているにもかかわらず、実際にはそれらがあまり発揮されていないように見える、という事情を説明しようと試みている¹⁴⁾。

競争的な市場に於いては、個別経済主体の経済力は市場の同じ側に立つ他の個別経済主体によって抑制される。例えば、ある繊維業者がその生産物に対して他よりも高い値段を付けたとするならば、彼は同業者によって顧客を奪われるであろう。或いは、ある雇主が一般相場よりも低い賃金しか支払わないのであれば、彼は他の雇主によって労働者を奪われるであろう。つまり、市場での競争とは、売手と売手の間の、そして、買手と買手

の間の競争を意味しているのである。

ところが、ある産業部門に十分な数の売手（或いは買手）が存在しない場合には、事情が違ってくる。売手（買手）の数が減少してくると、彼らが公然と、或いは、暗黙の内に共謀することが容易になる。こうなると共謀した者達の経済力は著しく強められる反面、彼らに相對する者の地位は非常に危ういものになってくる。しかし、その時には買手（売手）の側にも新たな動きが生まれてくる、とガルブレイスは言う。少数の売手（買手）の経済力を抑制する力は、市場の同じ側からやってくるのではなく、市場の反対側からやってくる。つまり、それは競争する売手どうしの間（或いは、買手どうしの間）に生ずるのではなくて、売手と買手の間に生ずるのである。ガルブレイスは、この競争に代わる新しいものを拮抗力（countervailing power）と呼ぶ。

私的な経済力は、それに支配される人々の持つ拮抗力によって抑制される。強い売手の市場支配力は独占利潤を生む。彼の商売の相手は、彼の市場支配力による略奪から身を守るために、新たな力を創り出そうとする。そして更に、独占利潤の分前に与かろうとさえする。こうして、ひとつの市場支配力はそれを相殺する力、拮抗力を組織化する動機を生み出すのである。

こうした拮抗力の最も典型的な体现者が労働組合である。労働者は、一個の存在として見るならば、雇主に対して非常に弱い立場にある。しかし、その労働者も団結して組織を作るならば、その経済的地位は著しく強化される。そうなれば、労働者達は雇主の横暴から身を守ることができるし、更に、雇主が何らかの独占利潤を手に行っている場合には、その一部を要求することすら可能になるのである。

しかも、テクノストラクチャの支配する大企業に於いては、事実上の支配者と一般労働者間の利害対立は稀薄化する傾向がある。なぜなら、テクノストラクチャは生産計画の順調な遂行を何よりも重視するのであり、そのことの故に、労使紛争を招来することになりかねない労務費の極端な圧縮を行ったりはしないからである。労働組合は一種の苦情処理機構

となり、労使間のパイプの役割を果たすようになる。労働組合はテクノストラクチャの補佐機関となり、また、テクノストラクチャも一般労働者に十分報いることであろう。こうして大企業は労使双方による生産共同体といった色あいを帯びてくる。しかしながら、企業というミクロのレベルに於いては、拮抗力が発揮されており、テクノストラクチャの権力がチェックされているのである。

大企業は近代技術を採用しており、テクノストラクチャによって支配されている。そして、生産を周到に計画化し、国家の官僚機構との癒着を通じて、国家の政策を巧みに誘導してゆく。それに対して、中小企業は技術革新と縁が薄く、また、テクノストラクチャといった専門家集団を持つこともない。そして、その生産活動は市況によって大きく左右されるばかりか、大企業に対しても従属的である。こうした大企業と中小企業間の経済力格差は中小企業の組織化を招来し、この中小企業の組織は大企業に対する拮抗力の体現者となる。農業協同組合がその最も典型的な例である。

テクノストラクチャは、国家の官僚機構との癒着を通じて、国家の政策を支配しようとする。しかし、国家の政策はテクノストラクチャによって完全に支配されているというものでもなかろう。民主主義のシステムが機能することによって、テクノストラクチャと官僚との癒着から生じる諸政策がチェックされるであろう。一般選挙民の意志は、当然のことながら、何らかの形で国政に反映されるに相違ない。例えば、社会保障制度をはじめとする、種々の再分配政策は一般選挙民の意志を反映したものである、と考えるのが妥当であろう。ガルブレイスは民主主義システムの持つ機能にそれ程注目してはいないけれども、テクノストラクチャの権力をチェックするマクロのレベルでの拮抗力としての、一般選挙民の存在を否定し去ることはできないであろう。

2. 拮抗力システムの欠陥

(1) 二つのシステム

ガルブレイスによれば、近代技術を採用する以上、テクノストラクチュ

アという階層の出現は不可避である。また、この階層とこの階層によって支えられた大企業なくしては、今日の豊かな社会は有り得ない。従って、テクノストラクチャを中心とする生産システムは維持されねばならない。しかし他方で、このテクノストラクチャに余りに多くの権力が集中することも避けられねばならない。そこでテクノストラクチャに対する拮抗力の養成が必要になる。しかし、この拮抗力はテクノストラクチャの生産に関しての意思決定にまで及ぶものであってはならない。なぜなら、テクノストラクチャという専門家集団の意思決定に外部から非専門家への干渉が加えられるならば、その決定の有効性は大いに損われるからである。それ故に、部外者の拮抗力の及ぶ範囲は生産された財の分配に止められねばならないということになる。

ガルブレイスは、テクノストラクチャを中心とした生産システムと、拮抗力を基軸にした分配システムの調和した体制を考えているように見える。これら二つのものがお互いに十分調和し合うものか、大いに疑問が残るところである。しかし、そのこと以前に、拮抗力を基軸にした分配システムそのものがうまく機能するかどうかすら怪しいものである。そこでまず、この分配システムがうまく機能し続けるのかどうかを吟味し、その後、両システムの調和可能性を検討することにしよう。

(2) 多元集団レッセ・フェール

まず言えることは、分配システムとしての拮抗力システムは二重の意味で弱体だということである。第一に、それは諸集団間のパワー・ゲームに基礎を置くものであり、諸集団の上位に位置し、それら諸集団の利害を調整する調停者を持たぬシステムである。分業の深化は国民を種々の集団へと分裂させてゆき、それら諸集団の利害は多様化してゆく。こういった社会に於いて諸集団間に利害の一致ないし調和が生じる、と考えることは難かしい。存在し得るのは、集団交渉とその産物としての妥協であろう。しかも、集団交渉とその産物としての妥協は、往々にして、市場機構を麻痺させかねない代物である。従って、こういった意味から、拮抗力システムは本質的に不安定性を内在したシステムである。

第二に、拮抗力システムは組織の利害しか反映できないという欠陥を持つ。通常、未組織者、即ち、潜在的多数派集団の利害はこのシステムの下では顕現し得ないのであり、従って、未組織者の利害をも反映した真の利害均衡といったものは生じ得ないのである。それ故に、多くの者は、たとえ潜在的にはあっても、拮抗力システムに不満を抱くことであろう。

このように拮抗力システムは、未組織者の利害を反映し得ないばかりか、諸利害の非常に有効な調整メカニズムたる市場を麻痺させる傾向を持っている。しかし、このような諸利害の調整不備はなにも経済の領域だけに止まるとは限らない。それは容易に政治の領域にまで及んでゆくことであろう。何よりも重要なことは、種々の組織が政策形成に及ぼし得る影響力に格差があり、とりわけ未組織者の影響力は全く軽微なものである、ということこれである。こうした政策形成への影響力の格差は、合意形成プロセスたる民主主義システムの本来的機能を麻痺させる傾向を持つであろう。強力な組織の利害のみが国政に反映されることになり勝ちだからである。そうなると民主主義システムへの信頼は薄れ、そのシステムは形骸化してゆくに相違ない。そして、その諸利害調整機能は大いに損われることであろう。

こうして拮抗力システムは、市場機構や民主主義システムを麻痺させる傾向を持ち、極端な場合には、種々の利害の調整者、或いは、調整メカニズムは全く存在しなくなる。そこに於いては強力な組織が意のままに振舞うということになろう。G. ブリーフスは、こうした状況を多元集団レッセ・フェール (Laissez-faire-Pluralismus) と呼んでいる¹⁵⁾。

(3) インフレーション

拮抗力システムは、市場機構や民主主義システムを麻痺させる傾向を持ち勝ちであり、従って、安定的な諸利害の調和に達しにくいシステムである。しかし、ガルブレイスによれば、近代技術を駆使して持続的な経済成長を続けてゆくためには、諸集団間に衝突があってはならない。その場合、難題を解決するための最も安易な方法はインフレーションということになるだろう。

勿論、今日のインフレーションを説明するに当って、多くの場合、価格の下方便硬性とケインズ政策に原因が求められる。この説明も一面の真理を含んでおり、ガルブレイスもその種の主張を行っている。従って、インフレーションへの対策として所得政策が提出されてくるのである。

しかしながら、今日のインフレーションを今少し広い視野からとらえてみるならば、何よりもそれは諸利害調整手段としての膨張主義的財政支出に由来するものである、という見方ができる。テクノストラクチュアと労働組合とから成る生産共同体としての大企業、中小の生産者の組織、そして一般選挙民が、それぞれ独自の利害に基づいて種々の要求を国家につきつける。こうした事態に直面した国家は、諸組織間の利害対立を緩和し、未組織者をも含めた全ての選挙民に応えるために、膨張主義的で総花的な財政支出を行うようになり勝ちである。そのことの結果は、当然、インフレーションということになろう。従って、言うまでもないことながら、所得政策は諸利害の対立を顕在化させるが故に、導入するのが困難である。

もし、インフレーションを無限に続けてゆくことができるのであれば、分配システムとしての拮抗力システムもうまく機能し続けるかもしれない。しかし、そうしたことは不可能であるように思われる。たとえ、こういったことが可能であったとしても、それでも尚、テクノストラクチュアを中核とする生産システムと、拮抗力を基軸とした分配システムは相互に調和し得るか否か、については大いに疑問が残る。次にこの点を検討してみよう。

3. 巨大組織とイニシアティブ

ガルブレイスが『新しい産業国家』で描き出した世界は、近代というもの発展の延長線上にあり、或いは、その極にあるのかもしれない。この世界は「経済的」「技術的」「合理的」という形容詞によって表現される世界であり、「貯蓄」「投資」「成長」を美德とする世界である。ここでは権力はテクノストラクチュアに集中してゆき、その他の人々は重要な意思決定から排除されてゆく。そして、巨大な富が生み出されてゆく。

他方、重要な意思決定から排除された人々はこうした社会に対して心の底から満足感を感じることはないだろう。しかし、彼らを意思決定に参加させることは困難である。なぜなら、非専門家による意思決定への干渉は、その意思決定の有効性を著しく損うからである。彼らの創造的エネルギーが生産の場で十分に発揮されることはない。生産の場で彼らのイニシアティブが発揮される余地は残されていない。そうなると彼らのエネルギーは不満のはけ口を求めて、消費へと向けられることになるかもしれない。彼らは益々多くのものを要求し、益々多くのものを消費しようと努めるだろう。しかも、そのことを可能にするだけの十分な富が存在する。拮抗力の存在はこうした傾向を一層助長するに相違ない。ここでは全てが「政治的」であり、また往々にして「反合理的」であろう。そして、「貯蓄」「投資」「成長」に代って、「消費」や「余暇」が選択されるであろう。

「飢餓」というムチの存在しなくなった「豊かな社会」に於いて、重要な意思決定から排除された大衆が労働規律に服し、生産に従事し続けるであろうか。彼らが分配や消費の領域に於いて喪失しつつある資質を、生産の領域に於いてのみ維持し得るであろうか。こういった意味で、テクノストラクチャを中核とする生産システムと、拮抗力を基軸とした分配システムの調和といったものは、たとえインフレーションの問題を度外視したとしても、大いに怪しいものである。

ガルブレイスの議論を展開してゆく限り、こうした結論に到達せざるを得ないように思われる。しかしながら、このことは、生産システムと分配システムの調和はいかにしても不可能である、ということの意味するものではない。多くの人々が自らのイニシアティブを発揮して事を為し得る機会、創造的衝動を充足させ得る機会が大いに増大するならば、事情は変わってくるだろう。分権、自治並びに参加といったことがこれら二つのシステムを調和させるためのひとつの方法となり得るであろう。しかし、そのためには専門化と民主化のジレンマをいかにして克服してゆくか、という本質的に困難な課題が解決されねばならないのである。

本章では経済集中がいかなる意味を持つか、が論じられてきた。経済集中が著しく進展するならば、市場機構を自由と効率のひとつの前提条件にしようとする構想は破綻せざるを得ない。従って、経済力の集中を阻止し、競争を維持するために、強力な政策が必要になる。それでも技術的独占は残るだろう。この技術的独占は、少なくとも効率の観点からは、それ程懸念する必要がないように思われる。しかし、自由に目を転ずるならば、事情が違って来る。巨大企業の力も様々な拮抗力によって抑制されるであろう。種々の組織が相互に牽制し合うことによって、一種の均衡が生じるかもしれない。しかし、仮にこうした均衡が得られた場合であっても、問題は残る。巨大組織の跋扈する社会に於いては、大多数の人にイニシアティブを発揮する機会が残されていないからである。この問題を解決することは容易なことではないだろう。

さて、以上のような経済集中によって生み出される困難が全く存在しなかったとしても、それでも尚、市場機構にはいまひとつの重大な問題がある。それは、市場の下では価格が全てに優先する、というところから生まれてくる。第三章以下ではこれについて論ずることにする。

- 1) フライブルグ学派に属すと考えられている主要な学者として、オイケン他に次のような人々を挙げることができる。レプケ (W. Röpke), ボエーム (F. Böhm), エアハルト (L. Erhard), ルッツ (F. A. Lutz), ミクシュ (L. Miksch), リュストウ (A. Rüstow)。
- 2) Eucken, W.: *Grundsätze der Wirtschaftspolitik*, Tübingen 1952(大野忠男訳『経済政策原理』, 勁草書房 昭和42年), Kap. 12-13.
- 3) Eucken, W., *op. cit.*, Kap. 14.
- 4) Eucken, W., *op. cit.*, Kap. 15-20.
- 5) ハイエクの次の二論文を参照せよ。
Hayek, F. A.: The Meaning of Competition, in: *Individualism and Economic Order/Competition as a Discovery Procedure*, in: *New Studies in Philosophy, Politics, Economics and the History of Ideas*, London 1978.
- 6) Schumpeter, J. A.: *Capitalism, Socialism and Democracy*, New York 1942, 3. ed. 1950(中山伊知郎・東畑精一訳『資本主義・社会主義・民主主義』, 東洋経済新報社 昭和37年) chap. 7-8.

- 7) Galbraith, J. K.: *American Capitalism: The Concept of Countervailing Power*, Boston 1952(藤瀬五郎訳『アメリカの資本主義』, 時事通信社 昭和30年), chap. 7.
- 8) Berle, A. A./Means, G. C.: *The Modern Corporation and Private Property*, New York 1932(北島忠男訳『近代株式会社と私有財産』, 文雅堂銀行研究社 昭和33年, 第8版 昭和49年), 邦訳 p. 40.
- 9) Berle, A. A./Means, G. C., *op. cit.*, 邦訳 p. 117.
- 10) Galbraith, J. K.: *The New Industrial State*, Boston 1967, 2. ed. 1971(都留重人監訳『新しい産業国家』第2版, 河出書房新社 昭和47年), chap. 2.2.
- 11) Galbraith, J. K., *op. cit.*, chap. 15.
- 12) Galbraith, J. K., *op. cit.*, chap. 16-27.
- 13) Galbraith, J. K.: *The Affluent Society*, Boston 1958, 2. ed. 1969(鈴木哲太郎訳『ゆたかな社会』第2版, 岩波書店 昭和45年), chap. 11.
- 14) Galbraith, J. K.: *American Capitalism*, chap. 9.
- 15) Briefs, G. (hrsg.): *Laissez-faire-Pluralismus: Demokratie und Wirtschaft des gegenwärtigen Zeitalters*, Berlin 1966.

第三章 市場の裁定

第1節 反資本主義のメンタリティ

1. 消費者主権¹⁾

ミーゼスによれば、資本主義の特徴は大衆によって消費される財貨が大量に生産されるということである。そのことの結果として、平均的な人々の生活水準は不断に上昇してゆく。かくして、資本主義は平均的な人々をプロレタリアートの地位から解放してゆく、というのである。市場に於いては、このプロレタリアートの地位を脱却した平均的な人々が主権者である。彼らは、買ったり買わなかったりすることによって、何がどれだけ生産されるべきか、を決定する。勿論、金持ちのためのぜいたく品を供給する人も存在する。しかし、そうした人々は取るに足りぬ役割を演ずるに過ぎないのであって、彼らの取引高は決して大きな規模のものとはなり得ないのである。

かくして、資本主義の下では、平均的な人々でさえもが過去には想像もできなかったような、或いは、資本主義以外の体制の下では実現されそうにないような高い生活水準を享受し得るのである。種々様々な消費財が人々の欲望を満たしてゆく。しかし、人々の欲望がいったん満たされると、彼らにとってそのことは早晩当り前のこととなり、やがて、新しい欲望が生まれてくる。人間本性には、より良い生活を求めての飽くことなき欲望が存在するように思われる。しかし、このこと自体は嘆くに当らない。なぜなら、より良い生活を求めての不断の努力こそが、人間を他の動物から区別する人間の最大の特徴のひとつだからである。

但し、より良い生活の実現を目指して努力するに際して、手段は適切に選択されねばならない。人類の物的福祉水準を改善するためには唯ひとつの方法が存在するだけである、とミーゼスは言う。人口増加を上回る率で資本蓄積を遂行するというのがそれである。ミーゼスによれば、こうした

資本蓄積を最も容易にするのが資本主義であり、資本蓄積を通じて大衆の生活水準を引き上げてゆく、という点にこそ資本主義の最大の特徴が求められねばならないのである。

2. 消費者の裁定²⁾

ミーゼスによれば、資本主義は本質的に大衆に奉仕する社会であり、また、市場に於いては大衆が主権者である。換言するならば、このことは、市場では大衆の歡心を買うものしか売れない、ということの意味している。もし、資本主義の文明といったものが存在するとすれば、それは大衆の文明ということになる。これが高尚で洗練されたものとなる保証は何ら存在しない。否むしろ、それとは逆のものになる可能性の方が高そうである。健康を害する酒やタバコの氾濫、煽情的な新聞、猥褻な書物や映画、墮落した文学作品、下品な見せもの、安手の探偵小説、といったものこそが資本主義を象徴するものであるのかもしれない。

かくして、たとえ資本主義が大衆の生活水準を上昇させてきたということが事実であったとしても、それは同時に低俗な文明をももたらしたのであるが故に、大いに非難さるべきものである、という主張が生まれてくるかもしれない。しかし、資本主義へのこうした非難は正当なものと言えるであろうか。平均的な人々がたとえ通常ならざるもの、高尚で洗練されたものを十分に賞味し得なかったとしても、はたしてそのことが資本主義の罪となるのであろうか。

3. 資本主義への反感³⁾

文明の低俗さにもまして、資本主義への嫌悪感の源泉となるのが資本主義体制の下での報酬決定方式である、とミーゼスは言う。身分社会に於いては、人々はたとえ不遇であっても、それを自らの統御し得ぬ生まれのせいにすることができる。しかし、資本主義の下ではそういったことは不可能になる。そこでは業績に応じて報酬が決定されるからである。かくして、失敗は失敗した個人に由来したものであるということになり、失敗の原因

を自己以外の何ものかに転嫁するという道が閉ざされてしまう。ここに資本主義に対する反感の淵源があるというのである。

資本主義の下では、財貨やサービスの供給者の道徳的長所に応じてではなく、価格に応じて、換言するならば、大衆の欲望にどれだけ奉仕し得たかという業績に応じて、報酬が決定される。ここからひとつの飛躍が為される。即ち、資本主義の下では、有徳であり続けるためには貧困を甘受せねばならず、他方、富を得るためには悪徳漢であらねばならないのであって、それ以外の道は存在しないというわけなのである。かくして、自らの不遇を合理化するための論法が再び発見されたのである。

資本主義体制下での報酬決定方式をめぐる議論を中心にして、新旧両勢力による奇妙な反資本主義連合が生まれてくる。身分社会への郷愁を抱く旧体制の擁護派と、分配の正義を主張する急進派との連合がそれである。双方の陣営はほとんどの点で正反対の意見を抱いているにもかかわらず、資本主義は打倒すべきものである、という点に於いて一致を見出すのである。こうした反資本主義連合の急先鋒が知識人である。知識人の生み出す洗練された果実が大衆によって正当に評価される可能性は少ない。従って、知識人には大衆の文明への反感が芽ばえ易く、これは密かに身分社会への憧れを生むかもしれない。他方で、知識人は、その優れた知力故に、一般社会での成功者と接触する機会を多く持つ。しかし、この一般社会での成功者ときたら野卑で俗物的であり、大衆の歓心を買うのにはたけているのかもしれないが、知識人の微妙で洗練された言動を解することなどは少しもないのである。かくして、知識人の不満はついついゆく。

資本主義と資本家はこうした不満のかっこうのはけ口である。それらのものが口ぎたなくののしられる。しかし、皆無ではないにしても、多くの場合、大衆への不満が露骨に表明されることはない。愚かで、賢者による善導を必要とする大衆についてあからさまに語られることはほとんどない。資本主義に反感を抱く知識人の多くは、秘められた大衆への反感と、身分社会への憧れ並びにそれを偽装するための分配の正義の要請とを共に有しているという意味で、正しく、奇妙な新旧両勢力による反資本主義連

合の典型的な代表者なのである。

第2節 社会的正義の先祖返り

1. 市場の裁定

ハイエクもミーゼスと同種の考察を行っており、それを更に深めている。人々の自利心に根ざす活動こそが社会の発展の原動力である。人々に経済活動の自由が与えられたならば、人間の最も強力な動機たる自利心は、人々に自らの知識・能力・資産をできる限り効果的に用いようという気を起させる。こうした状況の下では、各個人は専ら自らの利害にのみ専心していればよい。しかし、そうだからといって、彼らの経済活動は相互に全く調和のとれないものである、というわけではない。なぜなら、何が知識・能力・資産の最も有利な利用方法であるか、ということについての情報を市場が提供してくれるからである。もし、彼らが市場の提供する情報に適切に対処しなければ、彼らには大きな損失がもたらされる。自由は人々の経済活動を大いに活性化させる。そして、活性化された各々の経済活動は、市場の情報伝達機能を介して、相互に調和する。かくして、経済発展と秩序とが二つながらに実現するのである。

こうしたことを可能にする市場機構が十全に機能するためには、一定の条件が満たされねばならない。まず第一に、私有財産が保証され、契約の自由が認められねばならない。第二に、国家の経済への不干渉の原則が守られねばならない。

少なくとも以上の二条件が満たされない限り、市場機構は十全に機能しないであろう。それでは、市場が機能した場合にもたらされる秩序はいかなる性質のものとなるであろうか。まず第一に言えることは、市場のもたらす最終的な資源配分の帰結は予測不可能である、ということこれである。というのも、この資源配分は特定の個人ないし組織の指令に基礎を置くものではなく、従って、それは統一的な目的序列に沿ったものでは有り得ず、多分に偶然に委ねられたものとなるからである。それ故に、一般により重

要だと考えられているものの供給よりも、あまり重要だとも思えないようなものの供給が優先される可能性すら存在するのである⁴⁾。

市場秩序の第二の特徴はその所得分配様式にある。ある人に対する報酬は、その人の^{道徳的}長所やその人の^{為した}努力に応じてではなく、或いは、その人の^{困窮度}に応じてではなく、^{市場}価格に応じて、即ち、その人の供給する財貨やサービスに対する彼以外の人々の評価に応じて決定されるのである⁵⁾。従って、道徳的に非常に優れた人、財貨やサービスの生産に人並みはずれた努力を傾注した人、或いは、著しく困窮している人がより一層報われる、といった保証は何ら存在しないのである。法律すれすれのことをし、大した努力もしないのに、ただ運が良かったというだけの人が巨富を得たり、裕福な人がより一層裕福になってゆく、といったことがしばしば起り得るのである。或いは、それまでは市場で十分な報酬を得ていた人が、人々の好みが変わったというただそれだけの理由で、破産の憂き目を見ることになる、といった可能性が存在するのである。

2. 市場秩序への不満

市場秩序の以上のような特徴に対して不満が表明されてきた。資源配分の帰結の予測不可能性に対して、そしてとりわけ、一般により重要だと考えられているものが後回しにされる可能性が存在するという事実に対して、何らかの統一的な目的序列に従って経済を計画的に統御すべきである、との主張が繰り返されてきた。

また、市場のもたらす所得分配にも非難が投げかけられ、分配的正義を実現せよとの主張が為されてきた。所得分配を道徳的長所に応じたものにせよとか、より一層の努力を行った人に報いよとか、より困窮した人により多く与えよとか、所得分配をより平等なものにせよとか、或いはまた、ある人の地位を他の人々の好みの変化に関わりなく保証せよとかいった形で、市場的所得分配の修正が叫ばれてきたのである。(もつとも、これらの主張は相互に矛盾する側面を孕んでおり、それら全てを同時に達成することは不可能である。ハイエクによれば、分配的正義とは「しんきろう」

以外の何物でもないのである。彼はその著 *Law, Legislation and Liberty* の第二巻に *The Mirage of Social Justice* という副題をつけている。）

3. 不満の源泉

以上のような市場秩序に対する不満の源泉は、閉鎖社会 (closed society) 或いは部族社会 (tribal society) から引き継がれてきた感情の内に存する、とハイエクは言う⁶⁾。閉鎖社会或いは部族社会とは統一的な目的序列の存在する社会であり、何者かの命令によって人々の行動が律せられている社会である。従って、この社会では人々が自ら自分自身の目的を自由に追求し得る可能性は残されていない。こうした閉鎖社会或いは部族社会と正反対のものが開放社会 (open society) である。そこでは多様な価値観が並存可能であり、また、人々の行動は、何者かの命令によってではなく、人々の自由の範囲を規定する法によって律せられている。多様な価値観の並存可能性を別の形で表現するならば、統一的な目的序列の不在ということになる。こうした社会に於いてのみ個人の自由が存在し得るのであり、また、各個人が自分自身の目的を追求し得るのである。

しかしながら、人類が開放社会を経験し始めたのはほんの数百年前のことであり、人類ははるかに長い期間を閉鎖社会或いは部族社会で過ごしてきたのである。開放社会への旅は、まるで未知の大海への船出のようなものである。うしろを振り返れば、すぐそこに住み慣れた閉鎖社会の岸が見えるのに対して、開放社会の理想はその姿すら見ることができない。閉鎖社会で培われてきた感情は容易に消滅しないだろう。こうした閉鎖社会から引き継がれてきた感情こそが、市場秩序に対する不満の源泉なのである。曰く、より重要なものの供給が後回しにされることが決してあってはならない。曰く、富の分配は決して正義にもとるものであってはならない。

第3節 自由主義思想の論理的間隙

開放社会とは、統一的な目的序列が存在せず、多様な価値観の並存し得

る社会である。各人は自己の目的を追求し得るのである。そのことは当然競争をもたらす。しかし、競争の帰結は本来予測不可能なものである。こうした競争の帰結の予測不可能性は大きい不安の源泉となろう。それにもかかわらず、開放社会を擁護する者がいるとすれば、彼はいかなる根拠に基づいてそれを擁護するのであろうか。開放社会が擁護される場合の最も重要な根拠とは次のようなものであろう。即ち、人間が追求すべき唯一の究極的に価値あるものが存在するかどうか、或いは、そうしたものが存在するとしても限りある生しか持たぬ人間にそれを認識することができるかどうか、という懐疑がそれである。

懐疑と寛容こそが自由主義思想の真髄である。しかし、懐疑と寛容に基礎を置く自由主義思想には重大な二つの弱点がある。まず第一に、それは懐疑の苦しさに耐える気構えのない人に訴える術を持たない。「自由でありたい」「自分の頭で考えたい」「自分の判断に基づいて行動したい」などと思わない人、「責任をとるのはごめんだ」「誰かの言う通りにしている方が気楽でいい」と感じる人に対して、自由主義思想は何事をも為し得ないのである。

第二に、それは寛容を否定する主張に対しては、はなはだ困った立場に置かれる。自由主義の真髄は、ほとんど疑問の余地がないように見える主張に対してすら懐疑の念を抱き、その反面として、ほとんど顧み見るに値しないように思われる主張に対してすら敬意を払う、というところに存する。自由主義と意見の多様性は不可分の関係にある。しかし、多様な意見の中には、意見の多様性を認めないという意見も存在し得るに相違ない。自由主義思想のこの原理上の困難を解決することはほとんど不可能のように思われる。

しかし、実際問題としては、この原理上の困難はある程度無視してもいいだろう。自由主義者の最も恐れるべきことは、自由主義社会を否定する人が存在することではなく、そうした主張を唱える人が多数派によって支持されることである。従って、原理的には第二の弱点がより重大ではあるが、実際問題としては第一の弱点を補強することが決定的に重要になって

くる。もし、自由主義社会が存続すべきであるとすれば、懐疑と寛容を補い、それに生命力を与える何物か、人々に「自由でありたい」「自分の頭で考えたい」「自分の判断に基づいて行動したい」という気を起させる何物かによって自由主義を補強せねばならぬのである。

- 1) Mises, L. v.: *The Anti-Capitalistic Mentality*, Princeton 1956, p. 1-5.
- 2) Mises, L. v., *op. cit.*, p. v-vi, p. 48-52.
- 3) Mises, L. v., *op. cit.*, p. 5-18.
- 4) Hayek, F. A.: *Studies in Philosophy, Politics and Economics*, p. 162-165.
- 5) Hayek, F. A., *op. cit.*, p. 233-234.
- 6) ハイエクの次の二論文を参照せよ。

Hayek, F. A.: The Discipline of Abstract Rules and the Emotions of the Tribal Society, in: *Law, Legislation and Liberty*, London [vol. I: Rules and Order, 1973, vol. II: The Mirage of Social Justice, 1976, vol. III: The Political Order of a Free People, 1979], vol. II./The Atavism of Social Justice, in: *New Studies in Philosophy, Politics, Economics and the History of Ideas*.

第四章 社会主義の理想と現実

第1節 自由主義の放棄

自由主義者が要求される最大の徳は、懐疑と寛容の精神である。正に、こうしたことは、人間の追求すべき目的を選択するに当って慎重であろう、とするところから生まれてくるのである。しかし、自由主義者が目的選択に当って慎重であるからといって、彼が實際生活のあらゆる領域にわたって優柔不断であると考えてはならない。

さて、一たん目的が決定されたならば、その目的を遂行するための手段の選択に当っても、自由主義者は慎重であろうとするだろう。全ての手段が功罪両面から検討されるであろう。なぜなら、全てにわたって良い結果しか生まないといったような物は存在しないように思われるからである。目的を実現するためには粘り強い努力が必要であろうし、また、改革も漸進的なものであるべきだろう。しかし、漸進的にそして粘り強く改革を進めてゆくということは必ずしも容易なことではない。否むしろ、そうしたことは人間本性に反しているのかもしれない。人は、理想を実現するための速効力のある手段を選択したがる存在なのかもしれない。

この間の事情をハイエクはその著『隷従への道¹⁾』の第一章で、説得力ある形で述べている。

硬直的に組織化された階級制度が徐々に弛緩してゆき、商業が発展してゆくにつれて、各々の者が種々の生活様式の中から自らの好みに合ったものを選択し、自分自身の生活設計を行えるようになっていった。新しい世界観が北部イタリアの商業都市から、フランス及び西南ドイツを経て、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ、イギリスへと広がっていった。ヨーロッパ近代史の全期間を通じて、日常の行動を拘束していた慣習や法規から個人を解放してゆく、といった方向での社会発展が見られた。各個人の

自発的で束縛されることのない努力は思わぬ副産物をもたらした。何よりも科学が進歩した。科学の進歩によって得られた新知識は、やがて、産業活動にも適用され、その生産力は著しく上昇していった。それにつれて、人々の生活水準も改善されていった²⁾。

しかし、生活水準の一般的な上昇は、従来なら気にもとめられることのない社会的汚点を、もはや放置し得ぬものとしたのである。人々の心には一層の成功を勝ちとろうとする野心が生まれ、過去の発展を支えてきた諸原理は今や将来の発展に対する桎梏であると感じられるようになっていった。多くの人々にとって、自由主義は消極的な教義としか映らなくなっていった。

自由主義的改革の成果は緩慢にしか現われて来なかった。他方、反社会的な特権を擁護するために自由主義の用語を濫用する人も現われた。かくして、過去の成功によって野心をかき立てられ、そして、もはや自由主義的で漸進的な改革に我慢し切れなくなった人々は、改革のための新しい原理を追い求めた。新しい原理に基づいた改革を遂行するためには、自由主義は放棄されねばならない。今や、既存の機構を修繕し、改良してゆくことが必要なのではなく、既存の機構そのものを完全にスクラップにしてしまっ、全く新しいものと取り替えることこそが必要なのである。新しい世代の希望の実現は社会の完全な改造によってのみ可能である、というわけなのである。

自由主義思想の威信低下と共に、それと結び付いていた種々の社会制度に対する信頼も薄れていった。法の支配、権力の分割、連邦主義といったものは人気を失っていった。市場機構についても同様であった。市場機構とは個々の人間から遊離した匿名的な機構であり、そこではそれが生み出す帰結をあらかじめ予測することができない。この様なものは放棄すべきであって、社会のあらゆる力を慎重に選択された目標へ向けて意識的に結集すべきである、と考えられるようになっていった。あらゆる経済活動を中央機関の単一の計画に沿って統御すべきである、というわけなのである。

しかも、こうした考え方が、技術進歩は経済集中をもたらし、その結果

として計画経済を避けられないものにする、という例の「発展の不可避性」の教説によって強化された、ということは言うまでもないことである。

しかし、計画経済はほんとうに社会を發展させ、新しい世代の希望を実現してくれるのであろうか。少なくとも、市場機構の必要性を説く人々の答えは否であった。

第2節 計 画 経 済

1. 経済学の主要問題

オイケンはその著『国民経済学の基礎』を、「そもそも何故に暖炉は製造されたか」という設問から始めている。暖炉を製造するためには種々様々の専門化された労力が必要である。それに携わる者は、「暖炉組立人から遡って、炭坑や鉍山の抗夫に至り、また穿孔器に働く金属職工に至る。協働するものの数は、ほとんど見渡しがたいほどに多い。鉍石は船でドイツに運ばれる。するとその船に鉍釘^{シメダキ}を打込んだ労働者もまた、間接に暖炉の製造に協働したことになる³⁾。」

先の非常に単純な設問から、ひとつの大問題が生まれてくる。暖炉の製造に関わり合う以上のような人々の協働はいかにして可能になるのだろうか。この問は、勿論、暖炉以外の一切の財貨に対しても当てはまる。ここに経済学の大問題がある、とオイケンは言う。既に、各人の生活の基盤となる、この強力な分業的全体関連の指導 (die Lenkung dieses gewaltigen arbeitsteiligen Gesamtzusammenhanges) はいかにして現われるか、というのがそれである。

分業が統御され、日常の経済活動が十全に遂行されるためには、経済計画は不可欠である。オイケンは、この経済計画を基準にして、経済体制を二つのものに区分している⁴⁾。共同体の日常の経済生活全体の指導が、中央機関の作成した一個の計画に基づいて遂行される中央指導経済 (zentralgeleitete Wirtschaft) と、自ら経済計画を樹立し実行する複数の個別経済主体から成る流通経済 (Verkehrswirtschaft) とがそれである。オイ

ケン
ケンは前者を更に二つのものに区分する。既に、小規模であるが故に、経済問題の解決を比較的容易に為し得る自己経済 (Eigenwirtschaft) と、大規模であるが故に、特別の管理機構を必要とする中央管理経済 (Zentralverwaltungswirtschaft) の二つがそれである。

オイケンによって中央管理経済と呼ばれたもの、つまり、一般には計画経済 (planned economy) と呼ばれている社会体制は、新たなる社会の発展の原動力となり得るのであろうか。それは、漸進的で忍耐を必要とする自由主義的な社会改革に、もはや我慢し切れなくなった人々の希望の星となり得るのであろうか。オイケンによらず、大規模社会に於ける市場機構の必須性を説く人 (既に、流通経済の重要性を説く人) は、等しくこの問に否定的な解答を与える。一般に計画経済が非難される場合には、その理由として主に三つのものを挙げる事ができる。まず第一に、それは経済効率の観点から批判される。第二に、計画経済の下では自由が消滅する、ということが指摘される。第三に、計画経済は国際緊張のひとつの重大な原因となる、と考えられている。この第三の問題に関しては、第五章並びに第六章で更に詳しく論ずることにする。本節では、最初の二つのものを検討することにしたい。まず効率の問題から始めよう。

2. 効 率

分業を統御し、合理的な経済活動を実現するという事は容易ならざる課題である。計画経済はこの課題に十分応え得るのであろうか。

財貨の供給を増大させ、人々の生活水準を引き上げてゆくためには、限られた量の資源をいかにして相競合する諸目的の間に配分するかという問題並びに、人々をいかにして経済活動へ駆り立てるか、というインセンティブの問題が解決されねばならない。しかし、前者がより重要である。なぜなら、計画経済の下に於いてすら、種々の方法を用いることによって、人々のインセンティブをある程度高め得るからである。

しかし、資源配分の問題に対しては計画経済は全く無力である、とミーゼスは言う⁵⁾。

社会が大規模になり、分業が支配的になってくると、とりわけ、生産手段の価値評価が難かしくなってくる。それは、単一個人の頭脳が処理し得る類のものではなくなっていく。しかし、資源配分が経済的・合理的に遂行されていくためには、生産手段をも含めた全ての財貨の価値評価が不可欠のものとなる。市場機構の下では、こうした財貨の価値評価はそれ程困難なものではない。というのも、諸商品の客観的交換価値 (the objective exchange-value of commodities) が価格という形をとって現われるからである。市場機構は、価格という客観的な尺度を提供することによって、経済計算を、そして、合理的な資源配分を可能にするのである。勿論、市場機構にも限界が存在するのではあるが、日々の経済活動の大部分のものに関して、市場機構は経済計算の要請に十分応え得るのである。

生産財をも含めた全ての財貨の価値評価問題の解決なくしては、合理的な資源配分はあり得ない。計画経済の下では、消費財に関してはともかくも、生産財の自由な交換は認められない。従って、生産財についての客観的な価値の尺度は存在し得ない。それ故に、計画経済は資源配分問題に於いて挫折せざるを得ないのである。

以上のようなミーゼスの主張に対して、幾つかの批判が提出された。ハイエクは、これらの批判への再批判という意味をもこめて、改めてより徹底した形で、計画経済下での合理的な資源配分の不可能性についての議論を展開していった⁶⁾。

既に、第一章第2節でも指摘した如くに、利用可能資源の振り向けられる目的の単一性・絶対的一義性によって特徴づけられる技術的問題の場合とは違って、経済的問題の真髄は、相競合する複数の諸目的間いかにして限られた資源を配分するか、ということの内に存する⁷⁾。こうした課題は容易ならざるものである、ということはオイケンの指摘するところであり、また、市場機構の存在はそうした課題の解決を大いに容易なものにしてくれる、ということがミーゼスの主張であった。

しかし、市場機構に頼らずに、数理経済学の技術(既ち、何らかの方程式の体系)を用いることによって、諸財の価値評価の問題を解決し、計画

経済の運行を可能にしようとする試みが為されるに到った。全ての関連データに関して完全な知識が得られると仮定するならば、競争体制下に於ける価格形成と生産の方向を説明する際に理論経済学が用いる道具の助けを借りることによって、生産さるべき種々の商品の価値と数量は決定され得る、というわけなのである。

こうした試みは、論理的には可能であるかもしれないが、実践することは全く不可能であるばかりか、そもそもこうした試みがなされること自体、問題の所在が十分に認識されてこないことの証拠である、とハイエクは言う⁸⁾。というのも、全ての関連データに関する完全な知識などという仮定が全く途方もないことだからである。関連データに関する完全な知識という以上、まず第一に、それは技術上の情報を細大漏らさずに包含したものでなければならない。その際、全ての機械、道具、或いは建物を、あたかも物理的に同じものとして取り扱うことは許されないのである。それらのものは、その消耗の度合、配置等に応じて有用性を異にするのであるから、それぞれの機械、道具、建物といったものを別個なものとして取り扱うことが必要になる。そして、このことは、単に生産財のみならず、全ての半製品並びに完成品に対しても妥当するのである。

完全な知識は、更に、特定の瞬間にのみ存在すると言った方が適切であるような知識をも含んでいなければならない。状況の変化が著しく、速かな決断が要求されるといった様な事情の下では、情報を収集し、それを方程式の体系にインプットし、解を求めて、その後に行動するというようなことは許されない。そうした行動様式によってもたらされる損害がどれ程のものになるかしのれないからである。

第三に、完全な知識は、各種の消費財の重要性と数量に関する知識をも含んでいなければならない。しかも、消費者の自由選択が認められている場合には、この知識は消費者の嗜好の変化に応じて不断に修正されねばならないのである。

「全ての関連データに関する完全な知識」という仮定に含意されているものに思いをはせるならば、「何らかの方程式の体系に基礎を置く計画経

済」の実践可能性を検討してみるなどとは全く思いもよらないことである。市場機構こそが、不完全な知識しか持たぬ各個別経済主体がそれぞれの意思決定に基づいて行動しているにもかかわらず、彼らの行動が相互に調整されるということを可能にする。大規模で分業の支配的な社会に於いては、市場機構なくしては合理的な経済活動は有り得ない。このことが明らかになってくるにつれて、社会主義者の陣営に於いて、いまひとつの解答が提示されるに到った。競争的解決、或いは、競争的社会主義と言われるものがそれである。競争と市場を計画に再導入することによって、諸財の価値評価の問題を解決しようというわけなのである。しかし、こうしたものは真の解決策とはなり得ない、とハイエクは言う⁹⁾。

ハイエクによれば、競争的社会主義の輪郭は次のようなものになる。独立の企業家ないし個々の企業の管理者達の間競争と市場が再導入される。従って、最終消費財の価格並びに賃金は市場で決定される。しかし、これらの企業家ないし企業の管理者達は生産手段の所有者ではなく、国家の指令の下、利潤の為ではなく、ちょうど費用を償うだけの価格で製品を販売する国家の有給官吏の如き存在となる。そして、彼らは価格を限界費用に一致させるように要請されるのである。

しかし、生産手段の所有権が国家に残されており、競争の再導入が部分的なものに止まる限り、真の困難は何ら解決されないのである。まず第一に、競争の再導入が徹底的に行われぬ場合、即ち、生産手段そのものが競争関係に組み込まれていない場合、仮に、ある企業の製品の価格がその企業の実際の限界費用と一致しているとしても、それが実現可能な最低限界費用に一致しているのかどうか、を確認することはできない。なぜなら、そのような場合には、生産手段さえもが競争関係に組み込まれている場合に生ずるであろう限界費用がいかに程のものであるか、を知り得ないからである。しかも、企業の管理者が国家の有給官吏の如き存在である以上、彼らは危険負担を好まず、費用切り下げのための革新をためらうことになり易い。かくして、彼らの行う生産は、生産手段さえもが競争関係に組み込まれている場合よりも、割高になる可能性を常に孕んでいるのである。

第二に、中央当局の負担もそれ程軽減されはしない。中央当局は国家の所有する生産手段を個々の企業に配分するという任務を果さねばならない。こうした任務は、親銀行 (super-bank) が利用可能資金を最高の値付人に貸し付ける際のものとは、根本的に性格を異にしている。というのも、中央当局は自分自身の財産を持たない人々に生産手段を貸し付けるのであり、従って、全ての危険を最終的に負担せねばならないからである。中央当局が最終的な危険負担者である以上、中央当局は資源配分に際して、競争が全く導入されなかった場合とそれ程変らぬ量の情報を獲得しなければならない。

かくして、競争の再導入が徹底的なものでないならば、出現するのは、精々のところ、準競争体制 (a system of quasi-competition) といった類のものに過ぎず、そこでは、企業家が真に責任を負担することはなく、彼の決定を裁可する官僚に最終的な責任が転嫁されることになるだろう。

3. 自 由

計画経済の下での合理的な資源配分の不可能性を論証した先の論文¹⁰⁾を、ミーゼスは次のような言葉でしめくくっている。

「社会主義国に於いては合理的な経済活動が不可能である、という事実の認識は、勿論、社会主義に対する賛否を決定するための論拠として用いられ得ない。生産手段の共有制の下では、人類に対する低級財の供給が減少すると想定しつつも、倫理的理由から社会主義に投ずる者は誰であっても、或いはまた、美的理想に導かれて社会主義を追い求める者は誰であっても、我々の述べてきたことが彼の努力に影響を与える、ということ認めないであろう。ましてや、マックルの如き、『文化』社会主義者 (“culture” socialists)、既に、社会主義によって何よりも『全ての野蛮の内でも最も恐るべき資本主義的合理性を破壊する』ことを期待する人々を押し止めることはできないだろう。しかし、社会主義が合理的な経済体制になることを期待する人は、自己の見解の再検討を余儀なくさせられるであろう。』

それでは、計画経済は倫理や美の領域に於いて市場機構を組み込んだ社会体制以上の得点を上げ得るのだろうか、ということが問題になってくる。しかし、経済以外の領域に於いて計画経済は尚一層悪い。これが、市場機構を擁護する者の多くがとる見解である。何よりも、それは自由と両立しないからである。

計画経済の下では、財、とりわけ、生産財の価値を評価するための尺度は存在し得ない。従って、諸財の価値評価に於いて、ひいては資源配分に於いて、恣意的な決定が支配的となってこざるを得ない。正しくここに、生産手段の実際の処分権を掌握する者の権力が強大化してゆくことの根源的な原因が存在するのである。

他方、生産手段の処分権を持たない者は、自立の基礎を完全に失ってしまう。彼らの生存は、生産手段の実際の処分権を握っている者に完全に依存した代物になり下ってしまう。こうして、私的独占企業の行使し得る権力よりもはるかに強大な権力を持つ独裁者が出現することになる。

こうした独裁者の統制が経済的なものだけに止まっているとしても、ただそれだけでも事は重大である。なぜなら、経済的自由、とりわけ、経済活動の自由と私有財産の処分権は自由の重要な前提条件のひとつだからである。しかし、統制は経済的なものだけに止まっているはずもない。計画経済の下では、諸財の稀少性を表わす客観的な尺度を利用することができないが故に、その資源配分は全く出鱈目なものになり易い。かくして、ある種の財は全く不足しているのに、他の財は売れ残っている、という事態が起ってくるだろう。ある財の需要が供給を上回るならば、その帰結は行列かさもなくば割当制ということにならざるを得ない。こうしたことは、当然、民衆の不満を招くに相違ない。しかし、計画経済の体制が維持されねばならないのであれば、彼らの不満を抑圧することが必要になる。かくして、民衆は発言権を奪われ、政治活動を封じられてしまう。

しかし、統制はこれだけに止っていない。民衆の不満を強権を用いて抑圧するというやり方は、計画経済の体制を維持する上で必ずしも最上の方法とは言えない。民衆の考え方が中央当局の者のそれと一致しているので

あれば、計画の遂行はより一層容易になる。民衆を教化し、それに成功するならば、中央当局は強権を行使する必要もなくなる。かくして、民衆を教化するために、あらゆる手段が動員され、可能な限りの宣伝が行われるということになる。そして、中央当局の者にはこうしたことを遂行する能力があるのである。なぜなら、彼らにはあらゆる生産手段の実質上の処分権が与えられているからである。

彼らは、たとえ科学者であろうと芸術家であろうと、自分達にとって都合の悪い者を始末することができる。自分達にとって都合の良い者を援助し、彼らを自分達の宣伝のために利用することができる。かくして、科学や芸術でさえもが、計画経済の体制の実質上の権力者、既ち、生産手段の処分権を握る者の影響力の埒外に止まり得ないのである。

しかも、ハイエクによれば、更に悪いことに計画経済の体制の下では、最悪の者が最大の権力を得ることになり易い¹¹⁾。民衆の不満を抑圧したり、民衆を教化したりするためには、軍隊型の組織が必要となる。この軍隊型の組織は、次のような理由により、最も悪しき人々によって形成されることになり易い。①人々の教育水準の上昇並びに知識の量の増大は、彼らの抱く価値体系の多様化をもたらさずにはおかない。しかし、こうした価値体系の多様化は軍隊型の組織と相容れぬものである。このことの意味するところは、高度の統一性を要求する軍隊型組織は、どちらかという知的・道徳的水準の高い人々によってではなく、むしろ知的・道徳的により劣った人々によって形成されがちである、ということこれである。②こうした軍隊型組織を形成し得る人々は扱い易く、だまし易い人々でもある。なぜなら、彼らは確固たる自分自身の信念を持っていないからである。軍隊型組織に於いて成功するためには、ただ声高に叫びさえすればよいのである。こうして、軍隊型の組織の頂点は、声高に叫び人々の耳目を惹きつける能力に長けた人々によって占められることになり易いのである。③慎重なる思索と忍耐強い努力を要求する建設は組織的行動となじみにくく、それに対して、憎悪や嫉妬の情に根ざした破壊は容易に組織的行動と結びつく。

かくして、計画経済の体制の下では、最悪の者とその熱烈な支持者が、

最大の、そして際限のない権力をふるうことになり易いのである。

第3節 福祉国家の台頭

1. 計画経済への幻滅

計画経済の下では、経済的合理性を期待することができず、更に悪いことには、恣意的で従来以上に苛酷な階級序列、新しい型の専制政治が支配的なものとなってゆく。そこでは、経済上の権力のみならず、政治上の権力をも含めた全ての権力が中央当局者の手中に収められてしまうからである。こうした事態が次第に明らかになってゆくにつれて、人々の計画経済に対する熱狂も急速に冷めていった。ハイエクによれば、1948年はひとつの転換点であった¹²⁾。この年を境にして、少なくとも西側諸国に於いては、中央集権的な社会主義はその生命力を失っていった。西側諸国での生活水準の一般的上昇は、このことに一層の拍車をかけることとなった。

しかし、他方に於いて、多くの人々はその身を完全に市場機構に委ねる、ということにも一抹の不安を抱いたのである。というのも、市場機構の下に於ける資源配分や所得配分は、時には人間の感情を逆なでするものになり得るからである。そして、そのことに加えて、人々の脳裏にいま大恐慌の気憶が色濃く残っていたのである。かくして、選択されたのは、原則としての市場とその修正とでも言い得る類のもの、既に、福祉国家だったのである。

しかし、福祉国家の意味は必ずしも明確ではない。未だそれを明確に定義し得た者はいないように思われる。ただ、福祉国家の理想が叫ばれる場合の幾つの特徴を挙げることはできる。まず第一に、市場と計画の最適混合ということがよく言われる。つまり、混合経済秩序の選択ということなのである。第二に、市場と計画の混合の度合や計画の目標の決定は、議会制民主主義のルールにのっとり行われる。第三に、計画の目標として、経済の安定化と所得配分の平等化が非常に重視される。勿論、経済の安定化が経済計画の重要目標のひとつである、ということに異議のある者が存

在するとは思われないけれども、いかなる手段を用いてその目標を実現するか、については見解の相違が存在し得るであろう。福祉国家に於いては、ケインズ政策が重視され、その有効性が非常に高く評価されている。

他方、所得の再分配に当っては、累進課税と社会保障制度が非常に大きな役割を果す。市場機構の下では、価格に見合うだけのものを生産したか否か、に応じて所得分配が決定されるのであるから、こうした所得分配の有り方が多くの人々の感情を逆なでにすることであろう。従って、多くの人に市場機構なぞは放り出してしまえ、という気を起させないようにするためには、市場的所得分配のある程度の修正はやむを得ないものであるかもしれない。勿論、いかなる再分配にも反対するという人は皆無ではなからうが、むしろ、少数であろう。少なくとも、人々に最低生活を保障するための制度を整備してゆく、ということにまで反対する人は多くないであろう。しかし、最低生活の保障という点を越えて尚進んで行くべきなのかどうか、ということになると大に見解の相違が生じてこよう。どの点まで進むべきか、また、その際いかなる手段によるべきか、ということについての意見の一致を得ることは容易なことではない。

2. 黄金の50年代, 60年代

1942年に発表された『ベヴァリジ報告¹³⁾』は、第二次大戦後のイギリスの社会保障制度の基本構想を示した画期的なものであった。ベヴァリジ報告の目指したものは、何よりも貧困の除去であり、最低生活の保障であった。これを実現するための方法として、均一額の保険料拠出と均一額の給付を基本原則とする社会保険並びに、それを補充する公的扶助とによって、全ての国民に最低生活が可能になるような所得を保障すべきである、ということが提言された。また、こうした所得保障の制度の前提条件として、児童手当制度の整備、雇用の維持並びに包括的な医療サービスの供給の必要性が説かれた。

ベヴァリジ報告に述べられたこうした構想を実現すべく、一連の法律が制定されていった。まず第一に、ドイツが連合国側に無条件降服した翌月

の1945年6月に、チャーチル連立政権の下で、家族手当法が成立した。更に、その翌月にチャーチル連立内閣に代って政権の座に着いたアトリー労働党政権の下で、家族手当法に続く幾つかの重要な法律が成立していった。1946年7月には国民産業災害保険法が、同8月には国民保険法が、同11月には国民保健サービス法が、そして1948年の5月には国民扶助法がそれぞれ成立した。

こうしてベヴァリジ報告によって示された社会保障制度のための構想を実現する法的基礎が確立した。後には、こうした基礎の上に制度を先実させてゆくための努力が残されているに過ぎないように考えられた。ベヴァリジ報告は、西側の先進工業諸国の社会保障制度に大きな影響を与えた。多くの国々で、ベヴァリジ報告がひとつの模範とされるようになった。

他方、1950年代並びに1960年代は高度経済成長の時代でもあった。多くの国々が高度経済成長の恩恵に浴したし、また、この高度経済成長の果実によって社会保障制度を充実させてゆくことが可能になった。ケインズの理論に基礎を置く経済政策が威力を発揮した。低い金利と積極的な財政運営とによって、経済成長にはずみを与えられた。正しく、この時代は希望に満ちた時代であった。

とはいっても、イギリスのように高度経済成長の恩恵に余り与えられなかった国もある。従って、その当然の帰結として、イギリスでは社会保障制度を内実あるものにしてゆくための作業が遅れがちとなった。しかしながら、1950年代並びに1960年代は、西側世界にとっては概して良い時代であった。そして、この時代は、福祉国家の理想が最も人々の心をとらえた時代でもあった。社会民主主義者が勝利の美酒に酔うことのできた時代であった。ミュルダールは1960年に刊行された著書『福祉国家を越えて』で、福祉国家に於ける経済の実体を「創造された調和」(a created harmony)と呼んだのである¹⁴⁾。

3. 福祉国家の危機

1970年代に入ると事情が違ってくる。福祉国家の理想も少々色褪せたも

のようになってゆく。議会制民主主義システムの下で、種々の利益団体がどちらかという秩序破壊的に行動するということが目立つようになる。勿論、国によって差のあることは言うまでもないことであるが、強力な利益団体がその組織力や集票能力を背景にして、国家に対して過大な要求をつきつけるということも稀なことではなくなってゆく。こうしたことに加えて、ケインズの理論に基礎を置く積極的な経済政策が長年にわたって展開されてきたことの結果として、多くの先進工業諸国の経済はインフレ基調のものとなっていった。

他方、各国で社会保障制度が充実されてゆくにつれて、その費用負担の重圧が徐々に増大していった。人口の高齢化の進行がこのことに一層の拍車をかけた。医療技術の高度化、医療保障のための制度の充実、そして高高齢者の増大といった要因が重なり合って、医療費は爆発的にふくらんでいった。また、人口の高齢化がもたらす重圧は、老齢年金に費やされる費用の増大によって痛感されるに到った。人々の租税並びに社会保険料負担もじわじわと上昇していった。

正しく、こうした時期に、二度のオイル・ショックが世界経済を震撼させたのである。発展途上国の経済が打撃を受けたことは言うに及ばず、先進国の経済も大きく揺れ動いた。二桁のインフレーションとマイナスの経済成長の同時存在は、スタグフレーションという言葉を定着させることとなった。社会保障を筆頭とする既に制度化されてしまった多くの財政支出の伸び率を抑制することは、容易なことではなかった。しかし、経済成長の鈍化は歳入の伸びを停滞させ、そのことの当然の結果として、多くの国々が財政赤字に悩むようになったのである。

福祉国家の理想は揺らぎ始めた。福祉国家の危機が叫ばれ始める。1981年に OECD によって編纂され刊行された『福祉国家の危機¹⁵⁾』は、正に、以上のような事情を象徴的に表わすものである。福祉国家に賛意を示す者と否とを問わず、何らかの打開策が講じられねばならない、ということに異を唱える者はほとんど存在しないであろう。先進国に於いても、国内の統合ということが再び焦眉の的になっている。

しかし、福祉国家の危機について論ずる者も、国際関係について言及することがほとんどない。先の OECD 編の『福祉国家の危機』もその例外ではない。そもそも一国内の社会統合と国際関係を有機的に論じた者は余り多くないことを考えれば、これも無理のないことかもしれない。しかし、こうした問題を考察した者が皆無だというわけではない。ミュルダールとレプケは数少ない例外的な学者である。第五章並びに第六章では彼らの見解を検討してみることにしよう。

- 1) Hayek, F. A.: *The Road to Serfdom*, Chicago 1944 (一谷藤一郎訳『隷従への道』, 創元社 昭和29年), chap. 1.
- 2) 一般の労働者が産業革命によって恩恵を受けたか否か、は意見の分れるところであろう。この点に関するハイエクの見解については、次の拙著を参照せよ。「資本主義と労働者階級」(『広島経済大学経済研究論集』, 第7巻第1号 昭和59年2月)
- 3) Eucken, W.: *Die Grundlagen der Nationalökonomie*, Berlin-Göttingen-Heidelberg 1940, 6. durchgesehene Auflage 1950 (大泉行雄訳『国民経済学の基礎』, 勁草書房 昭和33年, 第3刷 昭和38年), S. 2 (邦訳 p. 2-3)
- 4) Eucken, W., *op. cit.*, 3. Teil, Kap. 2.
- 5) Mises, L. v.: *Economic Calculation in the Socialist Commonwealth*, in: Hayek, F. A. (ed.): *Collectivist Economic Planning*.
- 6) この点に関するハイエクの議論については、次の三論文を参照せよ。Hayek, F. A.: *The Nature and History of the Problem/The Present State of the Debate/The Competitive "Solution"*. 第一並びに第二論文は同著者編の *Collectivist Economic Planning* (1935) に収録されており、また、第三論文と共に同著者の *Individualism and Economic Order* (1949) に再録されている。
- 7) Hayek, F. A.: *The Nature and History of the Problem*, 2.
- 8) Hayek, F. A.: *The Present State of the Debate*, 3.
- 9) Hayek, F. A.: *The Present State of the Debate*, 5-10./*The Competitive "Solution"*.
- 10) Mises, L. v.: *Economic Calculation in the Socialist Commonwealth*.
- 11) Hayek, F. A.: *The Road to Serfdom*, chap. 10.
- 12) ハイエクの次の論文を参照せよ
Hayek, F. A.: *The Decline of Socialism and the Rise of the Welfare State*, 1-2, in: *The Constitution of Liberty*.
- 13) Beveridge, W. (Reported): *Social Insurance and Allied Services*, 1942 (山田雄

三監訳『ベヴァリジ報告，社会保険および関連サービス』，至誠堂 昭和44年)

- 14) Myrdal, G.: *Beyond the Welfare State*, London 1960 (北川一雄監訳『福祉国家を越えて』，ダイヤモンド社 昭和45年，第4版 昭和49年) p. 56 (邦訳 p. 103)
- 15) OECD: *The Welfare State in Crisis: An Account of the Conference on Social Policies in the 1980s*, Paris 1981 (厚生省政策課調査室，経済企画庁国民生活政策課，労働省国際労働課監訳『福祉国家の危機』，ぎょうせい 昭和58年)

第五章 国際的経済計画の可否

第1節 三つの型の計画

ミュルダールによれば、「自由経済」(free economy) 対「計画経済」(planned economy) という対概念思考は現実離れたものであるばかりか、混乱したものである。なぜなら、元来「経済」(economy) という言葉それ自体に、利用可能な諸資源をある目的を達成するために処分する、という意味が含意されているからである。従って、「計画経済」という表現は同義反復を含むことになる。ミュルダールによれば、こうした用語上の混乱が生じたことの主要な要因は、古典派以来の経済理論に求められねばならないのである。古典派の経済理論が「経済」という用語で表現しようとしたものは、「一つの目的を非目的意識的に達成するという目的論的概念¹⁾」であった、というのである。(傍点、吉澤) この場合、古典派の経済学者達によって追求された目的とは、ミュルダールの述べるところに従うならば、人類の福祉ではなく、イギリス国民の福祉だったのである²⁾。

確かに、「自由経済」やそれに対置される「計画経済」という表現は混乱をもたらし得るものである。また、古典派の経済理論は特定の人々の利益、例えば資本家の利益、或いはイギリス国民の利益といったものを正当化することに用い得るし、また、実際に用いられもしたのであろう。しかし、この面のみを過度に強調し過ぎるならば、そのことは自由経済の擁護者の真意を理解不可能にしてしまう。ミュルダールに日和見主義的で無知覚だと揶揄された『隷従への道』(1944)の著者ハイエクも、少なくとも1966年には、この「経済」という用語にまつわる混乱を十分知覚しているのである³⁾。(但し、『福祉国家を越えて』が出版された1960年の時点で、既にハイエクがこの問題を明確に自覚していたのかどうか、は現在の筆者にはわからない。)

いわゆる「自由経済」と呼ばれているものの擁護者が真に目指しているもの、或いは、少なくともその主張に含意されているものは、目的論 (teleology) そのものを葬り去ることなのである。或いは別の表現をするならば、自由経済の擁護者が目指しているものは価値多元主義の実現である、と言ってもいいだろう。古典派の経済理論にもこうした含意がある、と考えるべきであろう。少なくとも筆者にはそう思われる。しかし、ミュルダールは、古典派の経済理論に含意されているものを理解し損なっているように見える。恐らくそれは、彼に多元主義的な発想が欠如していること、或いは、極めて稀薄であることに由来するのであろう。この点は後段で再度取り上げることになる。

さて、自由経済対計画経済という対概念思考は非現実的であるばかりか、混乱したものでもある、ということを論証したミュルダールは、こうした対概念思考には関らず、それをめぐる論争に参加しないことを宣言する。そして、次のように明言する。「本書（『福祉国家を越えて』）は事実に関する問題を取り扱うであろう。すなわち、経済計画が西欧の世界で現実にはどのように展開したか、その現状はどのようなものであるか、その国際関係に与える効果はなんであるか、また将来への展望はどうであるか、などがそれである⁴⁾。」

かくして、問題となるのは、自由経済かそれとも計画経済か、ということではなく、現実にはいかなる型の計画が存在するのか、ということになる。ミュルダールによれば、第二次世界大戦後の世界には三つの型の計画が存在する。西欧諸国での経済計画、ソ連圏での経済計画、並びにソ連圏に属さない発展途上国での経済計画の三つがそれである。

しかし、自由、平等、友愛こそが追求さるべきものであると考えるミュルダールは、全ての型の計画を同列に置くわけではない。彼はソ連型の計画を拒絶する。なぜなら、それは全体主義的な単一の国家権力に基礎を置くものであり、また、自由、平等、友愛と容易に両立し得ない、と考えられるからである。少なくともこの点に関する限りでは、彼と「自由経済」を擁護しようとする者（或いは、大規模社会に於ける市場機構の必要性を

説く者)との間に差異は存在しない。

第2節 福祉国家から福祉世界へ

1. 計画化への趨勢⁵⁾

『福祉国家を越えて』では、主として、西欧諸国での計画化への趨勢が論じられている。ミュルダールによれば、西欧諸国での経済への国家干渉は、計画しようとする意識的決定の結果として起ったのではなかった。それは急迫した実際問題に対する妥協策として始まったのである。こうした国家干渉は徐々に増大していった。この点がソ連型の計画との決定的な違いである。

それでは、こうした国家干渉を余儀なくさせた急迫した実際問題とは何であったのだろうか？ミュルダールは、計画化をもたらした要因を国際的なものと国内的なものに分類して論じている。

国際的危機の時代には、国民的利益を保護すべしといった要請が国家干渉を招来した。つまり、労働者の雇用、農民の福祉、攪乱されることのない生産と消費の継続等を実現するためには、保護主義的な政策措置が必要となる。しかも、こうした措置がいったん講じられると、それは逆転不可能なものになってゆく。なぜなら、そうした保護主義的な措置は、多数のより永続的な変化を生じさせるからであり、また、その背後に種々様々の既得権益が築き上げられてゆくからである。かくして、ミュルダールによれば、「むかしながらの準自動的な型をもった安定的な国際経済関係の再建が、かりにも経験できるなどと希望することは、なんら合理的な根拠のないことである⁶⁾。」

他方、国内的な諸要因も国家干渉を増大させる方向へと作用する。経済集中は国家干渉を余儀なくさせる。なぜなら、巨大な市場支配勢力が放置されるならば、人々に対する搾取が横行することになるからである。もし、巨大な市場支配勢力による搾取の横行に何らの策も講じられずれば、やがて、搾取されている人々が反逆に転じて、社会統合そのものが危

機に瀕することになるかもしれない。また、人々の間に合理的思考の習慣が浸透してゆくことによって、経済への国家干渉は当然のこととして受け止められるようになってゆき、更に、諸干渉のより合理的な体系化が要請されるであろう。第三に、民主化も国家干渉の増大をもたらす。政治へ参加する平等な権利を獲得した人々は、やがて、経済上の平等をも要求するようになるだろう。この経済上の平等を実現するためには、多くの国家干渉が必要になる。そして最後に、投資、生産、所得並びに厚生の水準を不断に上昇させ続けたいという人々の要求が存在する。これを実現するためには、経済発展のための周到な計画が必要になるだろう。

かくして、国際的な諸要因と国内的な諸要因とは、それぞれが互いに強化し合って、益々多くの経済への国家干渉を生み出してゆくのである。

2. 創造された調和⁷⁾

しかし、このような形で、そして、明確な目的意識なしに積み上げられてきた諸干渉を相互に調整する必要がある、やがて、生じてくる。ミュルダールによれば、正に、福祉国家はそうした諸干渉の相互調整を可能にするものなのである。

経済集中によって生み出された巨大な市場支配勢力のもたらす弊害を緩和するためには、その市場支配勢力に対する国家干渉が不可欠であるが、それに対する対抗勢力の育成によっても類似の効果が期待できる。労働組合、農民団体、或いは、消費者団体が結成されることによって、巨大企業の市場支配力にブレーキがかけられるからである。かくして、福祉国家に於いては、種々の利益団体の重要性が増してゆく。〔ガルブレイスによって論じられた「拮抗力」(countervailing power)を想起せよ。第二章第3節を参照されたい。〕

そして、巨大企業や種々の利益団体による団体交渉が経済の実態を大きく規定するようになってゆく。こうして諸利害の「創造された調和」(a created harmony)が生み出されることとなる。この調和は、古い自由主義的な調和とは全く性格を異にするものであり、市場諸力が自由に作用す

ることによって生み出されるということは有り得ないのである。

福祉国家での「創造された調和」は、種々の利益団体の団体交渉に大きく依存するものではあるが、国家干渉の役割も決して小さくはない。しかし、中央集権的な国家干渉には様々な欠陥があり、こうした国家干渉は可能な限り削減されることが望ましい。そのためには、より一層の民主化が必要となる⁸⁾。地方や都市の自治は一層強化されねばならないし、有力な利益団体から成る下部構造が均整のとれた形で成長することが必要になる。

最終的には、国家の役割が次の二つのことに局限されるのが望ましい。

- ①国際通商と為替の管理、課税、労働立法、社会保障、教育、保健、国防。
- ②利益団体の服すべきルールの設定並びにそれに基づく裁定。

以上のような方向で改革が進められてゆくならば、少なくとも福祉国家の国内に於いては、自由、平等、友愛の理想が実現される、とミュルダールは言うのである。

3. 福祉国家から福祉世界へ

福祉国家は、国内的には「創造された調和」をもたらすけれども、それは対外的には国際的分裂の一因となる、とミュルダールは言う⁹⁾。なぜなら、福祉国家の諸政策はアウトルキー的性格を持つからである。

国際関係は不確定な恐怖の焦点であり、人間に固有に存在する見知らぬものに敵意を抱く傾向が、最も顕在化しやすい場所である。人はどうしても外国人に対して敵意を抱きやすい。福祉国家に於いては、こうした感情が制度的に更に刺激され助長される。分権と自治は人々の関心を内向的なものにしがちである。自治的組織の関心はどうしても、その構成員の福祉に限定されることになりやすい。それに対して、国際協力への関心はより一般的でより分散したものであるが故に、こうした関心を自治的組織を通じて組織化することには本質的な困難が存在する。かくして、福祉国家では国際協力が犠牲にされる傾向が存在するし、このことは、当然、国際的分裂の一因となり得るのである。

福祉国家への歩みは逆転不可能である。国際的要因、国内的要因の双方が相互に強化し合って計画化への趨勢を生み出してきたからである。しかも、福祉国家への歩みは望ましいものでもある。それは「創造された調和」を可能にし、自由、平等、友愛の理想の実現を可能にするからである。

しかし、福祉国家はナショナリズムへ傾斜しがちである。しかも、ミュルダールによれば、発展途上国は福祉国家以上にナショナリズムに傾斜しやすく、且つそのことは合理的でもある¹⁰⁾。

もし、以上の推論に誤りがないとすれば、残された道は「創造された調和」の世界的規模での実現、即ち、福祉世界の実現以外にないということになる。しかし、福祉世界へ到るための妙案は何ら示されてはいないのである。『福祉国家を越えて』の最後の二章では混乱した議論が展開されるのみである。

その混乱ぶりがいかにはなほだしいものであるか、を理解するためには、彼の『経済理論と低開発地域』で展開されている、「循環的、累積的因果関係の原理」から説きおこさねばならない。

第3節 論理の破綻

1. 市場はほんとうに不平等を増大させるか？

(1) 循環的、累積的因果関係の原理

ミュルダールによれば、安定均衡という観念は、通常、社会体制の変化を説明する理論を構成する場合には間違った理論である¹¹⁾。なぜなら、この安定均衡の観念には正当化することのできない二つの仮定が含まれているからである。まず第一に、社会過程というものは何らかの意味に於いて諸力の間均衡状態と呼び得るような方向に向うものである、ということが仮定されている。第二に、あるひとつの変化は、いつも、大体に於いて最初の変化と反対の方向に動く反作用を社会体制の中に惹き起す、ということが仮定されている。従って、安定均衡の観念は退けられねばならないのである。

ミュルダールによれば、社会体制の変化を説明する理論の基礎となり得るのは、安定均衡の観念ではなく、次のような認識である。つまり、正常の場合には、社会体制には自動的に安定化に向かう傾向は存在しない、というのがそれである¹²⁾。勿論、新たな外生的変化が生じてある社会過程が停止する、ということは起り得るけれども、このようにして成立した諸力の均衡状態は、社会体制内部の諸力が自然に作用したことの帰結ではないが故に、本質的に不安定なものとならざるを得ないのである。

つまり、ミュルダールは、ある社会体制の下での諸力の均衡並びにある変化に対する反作用の双方を否定し、社会過程は循環的且つ累積的に進んでゆく、と主張しているのである。こうした循環的且つ累積的な社会過程のひとつの例が、「白人の偏見」と「黒人の低い生活水準」の間で繰り返される悪循環である。黒人の低い生活水準は、白人の黒人に対する嫌悪感を助長する。この白人の黒人に対する嫌悪感は黒人に対する差別待遇を生み、黒人の生活水準を更に押し下げる。このことが、白人の黒人に対する嫌悪感を更に増幅させる……というのである。こうして両者は互いに強化し合って累積的に進んでゆく。

しかし、ここで重大な疑問が生じる。もし、ある社会体制の内部でのある社会過程への反作用が存在せず、その社会過程が循環的且つ累積的に進んでゆくのであるならば、なぜ、白人の黒人に対する嫌悪感がどこまでも増幅されていって、遂には白人が黒人を皆殺しにするといった事態にまでたち到らないのであろうか。つまり、ミュルダールの「循環的且つ累積的因果関係の原理」には根本的な欠陥が存在するのである。それは、累積的な社会過程は無限に続くのか否か、そして無限に続かないとしたらそれはなぜか、という二つの間に全く答えていないのである。ミュルダールは、「本書（『経済理論と低開発地域』）においては、私は、累積過程の循環的因果関係についてのこのような漠然とした概念に対して、もっときちんとした定式化を与えることを試みる¹³⁾」と述べているけれども、少なくとも筆者にとって、それは単なる思いつきの域をただの一步も出でおらず、ただその思いつきにかめしい表現を与えたに過ぎないもののように思われ

る。市場諸力の作用に適用された彼の原理を検討することによって、このことを明らかにできるだろう。

(2) 市場はほんとうに不平等を増大させるか？

ミュルダールによれば、市場に於ける諸力は、通常、不平等を減少させるよりもむしろ増大させる方向に作用するのである¹⁴⁾。経済活動の集中したある恵まれた地方は、経済活動が集中しているということそれ自体によって、益々発展してゆく。そこでは、経済的拡張の中心から他の地方へ波及してゆく力と定義される「波及効果」(spread effects)が、経済的に拡大している場所以外で起る経済的拡張とは反対の方向に向う全ての意味ある変動と定義される「逆流効果」(backwash effects)を凌駕し、発展が一層の発展を呼ぶ。それに対して、こうした上方への累積的な過程から取り残された恵まれない地方では、逆流効果が波及効果を上回り、衰退が一層の衰退を呼ぶ。かくして、市場の諸力が作用するのに応じて不平等が増大してゆく、というわけなのである。

しかし、この議論には二つの批判を加えることができる。まず第一に、その「不平等」の概念はあいまいである。ミュルダールの議論に於いては、経済活動集積度格差と所得格差とが明別されておらず、それらは共に不平等という用語で取り扱われている。

第二の批判は、「循環的、累積的因果関係の原理」の根本的欠陥に関わるものであり、先の「白人の偏見と黒人の低い生活水準の間の悪循環」の例の場合にも認められたものである。つまり、市場による不平等の拡大はどこまで続くのか、にミュルダールの原理は何らの解答をも与えていないのである。

ミュルダールも、ある恵まれた地方では発展が一層の発展を呼ぶという過程に対する相殺的要因が存在し得る、ということを認めている。しかし、彼によれば、このような相殺的要因を過大に評価することは誤りであり、また、それらの相殺的要因は「水面のさざなみ」(the ripples on the surface)に過ぎないのである¹⁵⁾。

もし、相殺的な要因が「さざなみ」に過ぎないのであれば、「不平等」

の拡大は一体どこまで続くのであろうか。東京週辺に全ての日本人が集まってきたとしても、尚、東京に於いて「波及効果」が「逆流効果」を上回り続けるのであろうか？更に、日本人以外の多くの外国人もが東京に集まってきたとしても、その時ですら相殺的要因は「さざなみ」に過ぎないのであろうか？

(3) 誤謬の源泉

ミュルダールは、ある社会体制下に於ける諸力の均衡並びにある変化に対する反作用を否定することによって、社会体制内に自動安定化の傾向が存在することを否定した。また、外生的変化によってもたらされる社会過程の静止は本質的に不安定なものである、と主張した。しかし、こうした主張は彼のいまひとつの主張と矛盾するように思われる。ミュルダール曰く、『『経済的』な要因と『経済外的』な要因の間の区別は、論理の観点からすれば、無益で無意味な工夫であり、このような区別は、『意味ある』(relevant) 要因と『意味なき』(irrelevant) 要因、もしくは『意味多き』(more relevant) 要因と『意味少なき』(less relevant) 要因という区別によって置き代えるべきである。しかも、この後者の分割線は様々な問題について同一であると考えてはならない¹⁶⁾。』(傍点、吉澤)

意味ある要因と意味なき要因の分割線は問題ごとに異なるだけではない。それは、累積的な社会過程の進展度によっても変化するのである。「さざなみ」が「大津波」に変化する——この発想がミュルダールには根本的に欠けているように思われてならない。

ローマン・カトリックの墮落はルターの反逆を呼び起した。そして、カトリック対プロテスタントの対立は激化してゆき、30年戦争(1618~48)に於いて頂点に達した。ドイツを主戦場にした戦いにフランスやスウェーデンまで加わり、事態は泥沼化していった。この戦いの結果、人口がドイツ全体で半減したとも言われている。その悲惨さは想像を絶するものであったに違いない。しかし、そうした激しい戦いが繰り広げられたにもかかわらず、教義上の統一という中世的願望は、遂に達せられることがなかった。1648年にウェストファリア条約が結ばれた時の鉄則は「領主の信仰は

領民の信仰」といったものであり、それは、宗教の正義のために戦われた宗教戦争にとって全く愚にもつかないものとなってしまったのである。宗教上の正統性を争って始められた運動が神学論争への愛想づかしで終わったのである。

これ以後、カトリックとプロテスタントの間に大規模な衝突は起っていない。もし、これを安定均衡と呼ばないとしたら、一体全体、この世の中にどんな安定的な社会過程が存在するのだろうか？しかも、こうした状態は、回教徒や仏教徒、或いは宇宙人といった外的要因の故に起ったのではないのである。

かくして、ミュルダールの「循環的、累積的因果関係の原理」が無価値であることが立証されたと思う。こうした稚拙な概念を用いて、しかも、専らそのみに頼りながら、複雑な社会現象をとらえようとするならば、その帰結は惨憺たるものになる。彼の『福祉国家を越えて』はそのかっこうの見本である。

2. 福祉国家は自由、平等を実現するか？

(1) 計画化への趨勢——要約

ミュルダールによれば、計画化への趨勢は回避不可能であり逆転不可能な過程である。一方で、国際的危機は、価格機構への信頼を動揺させ、経済への国家干渉を招来する。そして、第一次世界大戦と共にこの過程に拍車がかけれ、自由貿易の一方の基盤を成す金本位制も遂に放棄されてしまう。他方、国内の諸力も同様の方向に作用する。市場の構造変化、即ち、寡占化は価格機構の十全な機能を不可能にすることによって、経済への国家干渉を余儀なくさせる。また、民主化は国家が平等主義的な政策を遂行することを要請する。こうして国際的な要因と国内的な要因は、相互に強化し合って、計画化への趨勢を推し進めるのである。

しかも、ミュルダールによれば、この計画化への趨勢は単に逆転不可能であるばかりか、望ましいものでもある。寡占的市場支配勢力に対しての国家干渉が強化される一方で、寡占的市場支配勢力に対する弱小グループ

の交渉力の強化が計られてきた。かくして、自由市場経済に代わる多角的な団体交渉が登場することとなり、社会は組織化されてゆく。そこに於いては、自由主義的な調和とは全く別物の、「創造された調和」が生み出されるのである。福祉国家の計画は望ましい目標を完全且つ急速に達成する。ミュルダールによれば、その望ましい目標とは、自由、平等、友愛なのである。

さて、以上のようなミュルダールの主張は妥当なものであろうか。それを検討してみることにしよう。

(2) 福祉国家は平等を実現するか？

ミュルダールによれば、福祉国家とは組織的な国家であり、多くのことが団体交渉によって決定される。しかし、人々を生産者としてではなく、消費者として組織化することは容易なことではない。なぜなら、消費者の利害はより一般的でありより分散的なものだからである。かくして、団体交渉の場では、強力な組織を持つ生産者の利害がより強く反映されることになり易い。ミュルダール自身もこのことを認識している¹⁷⁾。彼のこの問題に対する解答は、消費者団体の強化であり、国家計画や全ての市場の整合のために必要な理解と連帯感の基礎をつくり出すための教育である。この問題に対する彼の立場はやや楽観的に過ぎるように思われるけれども、『福祉国家を越えて』の刊行が1960年であったこと、また、彼がスウェーデンの住人であったことを顧慮するならば、許容可能なものである。

(3) 福祉国家は自由を実現するか？

しかし、自由についてのミュルダールの見解は看過することのできないものである。

ナチズムはなぜ台頭したのか？これは様々な角度から分析され、様々の解答の与えられている問題である。ミュルダールによれば、「ヒトラー主義は一部には、第一次世界大戦前から受け継いだ専制主義、プロシヤ貴族主義および軍国主義の巨大な遺産によるものであり、またそれは一部には、第一次大戦の敗北に対するドイツ国民の反作用でもあった。ヒトラー主義はまた、大不況の衝撃によって生じた損害と広範な失業に端を発した、ド

イツ国民に広まった絶望感をうまく利用できた¹⁸⁾。つまり、ナチズムの台頭は、過去の専制主義・貴族主義・軍国主義、敗戦、大不況の衝撃といった外生的原因に由るといっているのである。従って、ワイマール共和国で芽ぶき始めた民主主義は国内的要因によって崩壊したのではない、というわけなのである。

少なくとも筆者には、この分析は皮層的であるように思われる。ミュルダールの先の記述と次に引用するフロムの記述のいずれがより説得力に富むか、は読者の判断に待つことにしたい。

「有産階級が議会において直面したのは、現存する社会組織に不満なグループを代表し、議員の40パーセントを占める社会主義者、共産主義者と、さらにまた、増加しつつあるナチ議員であった。…中略…実際にはデモクラシーは非常によく活動していたということができたであろう。議会はむしろドイツ民衆のことになった諸階級のそれぞれの利益を十分に代表していた。そしてまさにこの理由のために、議会制度は大工業や半封建的な土地所有者の特権を維持しようとする欲求と、和解することができなかった。これらの特権階級の代表者たちは、かれらをおびやかしている感情的憤りを、ナチズムが他の通路にそらしてくれ、同時に国家をかれら特権階級の経済的利益に奉仕させてくれるだろうと期待していた¹⁹⁾。」

フロムが解明しようとしたことは、大衆の側に、そしてとりわけ下層中産階層にナチズムを受容する素地があった、ということである。或いは、自由というものは非常にこわれやすいものである、ということであった。人間には自由を放棄して、権威にすがろうとする傾向が存在する。こういったことに対する認識がミュルダールには完全に欠如しているように思われてならない。ミュルダール曰く、「一般の人々が、西欧的世界のこれらの統制された国民社会で生活し働くことに、なぜむしろ十分に満足しているのか、ということへの一つの理由は、疑いもなく、彼らがそれに慣れるにしたがって、統制にそれほど気づかなくなるか、あるいは、それほど激しい反応もしなくなるということである。…中略…家畜と同様に、西欧型の統制された国民社会で成人する人々は、もっと野生的な生活については、

もはや、なんの実感ももたないのである²⁰⁾。」「たいていの人々は、福祉国家では、自由が減少するのではなくて、いっそうの自由を感じるということに、もっともな理由をもっている²¹⁾。」(傍点, 吉澤)

大抵の人々が満足している状態に満足できない人が社会の進歩をもたらしてきたのではないだろうか? 大抵の人々が気づかなくなっている統制に対して激しい拒絶反応を示す人々に対して、可能な限り寛容であろうとすると自由の真の価値があるのではないだろうか?

大抵の人々が気づかない統制は一層危険である。それは、少数者によるむき出しの大衆弾圧と違って、目に見えぬ匿名の権威による統制だからである。こうした匿名の権威が持つ危険性へのミュルダールの無頓着さは何に由来するのであろうか。恐らくそれは、彼に多元主義的な発想が欠如していることに由来するのではないだろうか。ミュルダール曰く、「国民国家との間およびその域内に住む全国民との間の一体感がいっそう増大するのは、民主的な国民的福祉国家の成長がもたらす自然的帰結なのである。同時に福祉国家の諸政策が前進し拡大できるのは、市民の利害が国民的に一致していることを体験する基礎が強固なものであるということに、まさに依存しているのである²²⁾。」(傍点, 吉澤)

3. 福祉国家は友愛と両立するか?

(1) 福祉国家から福祉世界へ——要約

ミュルダールによれば、福祉国家は自由と平等を可能にし、国民的統合を揺るぎないものにする。その上、その国境内に関していうならば、人々との間の友愛の情をも大いに助長する。かくして、福祉国家の出現は自由、平等、友愛という理想への大きな前進なのである。それはまた逆転させることのできないプロセスの帰結でもある。しかし、福祉国家では経済的ナショナリズムが台頭しやすく、これは国際的分裂の一原因となる。従って、進むべき道は福祉国家の政策の国際化、即ち、国際的経済計画以外にはない、というわけなのである。

しかし、福祉国家から福祉世界への移行は決して容易な道ではない。な

ぜなら、国際関係は不確定な恐怖の焦点であり、そのことは外国人への敵意を容易に生み出すことになる。しかも、ミュルダールによれば、「ほとんどだれでも、一皮むけば侵略主義者 (jingoist) なのである²³⁾。」更に、福祉国家では制度的要因がこのことに拍車をかける。国内的統合への関心に比べて、国際的協力への関心はより一般的であり、より分散している。生産者の利害に比べて、消費者の利害を組織化することが困難であるのと同様に、国際的協力への関心を組織化することは困難である。

(2) 論理の破綻

a 国際的協力は合理的であり、また、協力の総体的利益は大きい。b 国際的協力は各個人の利益にも合する。しかし、総体的利益が大きく、各個人の利益にも合する国際的協力は全く不可能に近いように見えてくる。なぜなら、c 福祉国家はナショナリズムへと傾斜していく。d 発展途上国は福祉国家以上にナショナリズムに傾斜しやすい。

もし、正常な推理能力を持つ人間であれば、a から d までの要因を示された時、暗澹たる気持ちに陥ることであろう。少なくとも筆者にはそう思われる。しかし、楽天主義者のミュルダールはこれしきのことでは挫けたりはしない。「白人の偏見と黒人の低い生活水準との間の悪循環」の例や、「不平等を拡大する市場諸力」の例の場合と同様に、ここでも推論は中断される。曰く、「非ソ連の世界での二つの階級に属する諸国の間、すなわち強力な富国と、多数の現在自立しつつある無力な貧国との間の利害の衝突が、将来どのように進展するかについて予見するという事は、本書（『福祉国家を越えて』）の企てるところではない。予見を拒否する理由は、実に膨大でしかも運命を決するほどの問題についての予測というものは無価値であるとの確信からだけではなく、…中略…同時に予言は、まさにその本質上、非論理的であり、また実に前後倒錯もしているという道義的な信念をもつからでもある。将来は、不断にわれわれ自身の選択のうちにある。歴史を支配する盲目的な宿命というものはないのである²⁴⁾。」(傍点、吉澤)

しかし、これでは余りにひど過ぎると思ったのか、続けて曰く、「もつとも、われわれは完全に自由なのではない。…中略…民主的な福祉世界に

向かう発展を始発する以外には、国際的分裂化にかわる現実的方法はないのであ²⁵⁾」る。しかし、福祉世界へ向かうための妙案はない。進退極まったミュルダールは、遂にそれ以前の全ての議論を放棄したかの如くに、次のように宣言する。「低開発国の経済発展を可能にし、しかもその急速化を可能にするために、富国はその経済政策をこの目的に合わせて発足させる用意をすべきであるといった世論が、富国側でますます有力化している²⁶⁾。」(傍点、吉澤) こうした言葉が、「ほとんどだれでも、一皮むけば侵略主義者なのである」と明言した同一の著者から、しかも同一の書物の中で述べられているとは少々信じ難いことである。そして、この著者こそは、例の「循環的、累積的因果関係の原理」の提唱者なのである。

更に曰く、「もっと基本的には、そして長期的には、理想は積極的な影響を与えるのである。そして人間のもつすべての弱点をおしきって、趨勢を決定する傾きがある²⁷⁾。」

しかし、これでは犯人捜しをしていた探偵小説の読者が最後の一ページを開いたとたんに、真犯人は冥王星から来た宇宙人である、と告げられたも同然ではないか。

ミュルダールの研究上の関心は広範囲に及び、その著作も多数にのぼる。そうしたものの内から、『福祉国家を越えて』と『経済理論と低開発地域』のみを以上のような形でとり上げて論評するのは公平でないと言えるかもしれない。しかし、本稿の主題は市場機構の意味を分析することにあるのだから、ミュルダールの学説体系全般にわたって検討を加えるということとはできない相談である。

ただ、市場機構の意味分析に関する限り、ミュルダールの分析は、少なくとも筆者には、不十分であるように思われる。従って、これを批判することは正当であろう。更に重要なことは、『福祉国家を越えて』に於ける論理は完全に破綻している、ということこれである。国際的経済秩序へ到達するための道筋が何ら示されていないからである。

福祉国家は国際的分裂の一原因となり、しかも、それを克服するための

妙案も存在しないのであれば、福祉国家の是非そのものを再吟味することが必要になろう。レプケはそうしたことを行った数少ない学者の一人である。次章では彼の見解をみることにしよう。

- 1) Myrdal, G.: *Beyond the Welfare State*, p. 1.(邦訳 p. 4)
- 2) Myrdal, G.: *Economic Theory and Under-Developed Regions*, London 1957(小原敬士訳『経済理論と低開発地域』, 東洋経済新報社 昭和34年, 第29刷 昭和56年), University Paperbacks by Methuen, London 1965, p. 146(邦訳 p. 177)
- 3) Hayek, F. A.: *Studies in Philosophy, Politics and Economics*, p. 161-165.
- 4) Myrdal, G.: *Beyond the Welfare State*, p. 10(邦訳 p. 20)
- 5) Myrdal, G., *op. cit.*, chap. 2-3.
- 6) Myrdal, G., *op. cit.*, p. 16(邦訳 p. 32)
- 7) Myrdal, G., *op. cit.*, chap. 4-5.
- 8) Myrdal, G., *op. cit.*, chap. 6.
- 9) Myrdal, G., *op. cit.*, chap. 10-11.
- 10) Myrdal, G., *op. cit.*, chap. 12.
- 11) Myrdal, G.: *Economic Theory and Under-Developed Regions*, chap. 2.
- 12) Myrdal, G., *op. cit.*, p. 13(邦訳 p. 14)
- 13) Myrdal, G., *op. cit.*, p. 12(邦訳 p. 13)
- 14) Myrdal, G., *op. cit.*, chap. 3.
- 15) Myrdal, G., *op. cit.*, p. 36(邦訳 p. 44)
- 16) Myrdal, G., *op. cit.*, p. 10(邦訳 p. 10)
- 17) Myrdal, G.: *Beyond the Welfare State*, chap. 7.
- 18) Myrdal, G., *op. cit.*, p. 76-77(邦訳 p. 139)
- 19) Fromm, E.: *Escape from Freedom*, New York 1941(日高六郎訳『自由からの逃走』, 東京創元社 昭和26年, 第77版 昭和54年), 邦訳 p. 240-241.
- 20) Myrdal, G.: *Beyond the Welfare State*, p. 61-62(邦訳 p. 112-113)
- 21) Myrdal, G., *op. cit.*, p. 62(邦訳 p. 113)
- 22) Myrdal, G., *op. cit.*, p. 132(邦訳 p. 231)
- 23) Myrdal, G., *op. cit.*, p. 140(邦訳 p. 245)
- 24) Myrdal, G., *op. cit.*, p. 168(邦訳 p. 293-294)
- 25) Myrdal, G., *op. cit.*, p. 168(邦訳 p. 294)
- 26) Myrdal, G., *op. cit.*, p. 177(邦訳 p. 308)
- 27) Myrdal, G., *op. cit.*, p. 208(邦訳 p. 359)

第六章 国際秩序と市場機構

第1節 資本主義と帝国主義

1. 帝国主義

レプケは、「資本主義」と「帝国主義」に関するマルクスの理論は再検討されねばならない、と言う。なぜなら、第二次世界大戦の責任を資本主義に帰せしめることは容易なことではないからである。およそ第二次世界大戦前のドイツ、イタリア、日本には、資本主義の最も重要な特徴のひとつである自由な市場が欠落していた。それらの国々を特徴づけていたのは、自由な市場ではなく、集産主義 (collectivism, Kollektivismus) であり、統制経済であった。もし、第二次世界大戦の責めは、連合国側よりも、枢軸国側により多く負わされるべきであり、また、後者に於いて、前者に於いてよりも、経済統制がより強力であったということが正しいとすれば、少なくとも、自由な市場と戦争の必然的な関係を見出すことはできなくなる。国際紛争の原因は集産主義に求められねばならない、ということになるだろう。かくして、「資本主義の必然的帰結としての帝国主義」という命題に疑問が生ずることになる。

この命題に対する疑問はいまひとつの事実によって、更に、強められる。その事実とは、帝国主義的でない資本主義国が存在していた、ということである。つまり、スイス、スウェーデン、デンマーク、ノルウェイといった国々がそれであり、経済統制よりも自由な市場取引が支配的であったという意味で、これらの国々は完全に資本主義的ではあつたけれども、拡張主義、帝国主義とは全く無縁だったのである。

従って、第二次世界大戦が帝国主義の所産であり、また、自由な市場取引の欠落している社会体制を資本主義と呼ぶことができないとすれば、第二次世界大戦は、資本主義的でない帝国主義の産物の典型ということにな

る。他方、自由な市場取引の支配的な社会体制を資本主義と呼ぶならば、帝国主義的でない資本主義も可能だということになる。

一方で、資本主義的でない帝国主義が存在し得るし、また他方で、帝国主義的でない資本主義も存在し得るのであるから、帝国主義の由って来る所は資本主義以外に求められねばならないということになる。レプケによれば、帝国主義を生み出す最大の要因は、決して経済的なものではなく、非合理的な好戦本能である。帝国主義は経済的現象なのではなく、政治的現象なのである。分業と交換に依存する経済体制は本質的に平和を必要とするのであるが故に、資本主義は帝国主義と無縁であるばかりか、帝国主義によって最も大きい打撃を受けるのである。

かくして、「資本主義の必然的帰結としての帝国主義」という命題は否定され、資本主義は国際紛争の真の原因ではないということになる。

2. 共産帝国主義

それでは、国際紛争を生み出す真の原因とは何であろうか。レプケによれば、集産主義こそが国際紛争を生み出す真の原因なのである²⁾。集産主義は中央集権的であり、また、アウトルキーへと傾斜してゆく。国内的には中央政府の経済統制が強化され、対外的には商品取引並びに為替取引が厳重に管理されることとなる。従って、集産主義は国内統合を越えたより高次の統合、即ち、国際的協力を不可能にする。しかし、この段階での集産主義は、まだ、外部世界に対する攻撃性を必然的に帰結するわけではない。

集産主義と拡張主義のイデオロギーが結合する時、外部に対して攻撃的なナショナリズムが生み出される。ナチズムこそは、この拡張主義的イデオロギーの典型だったのである。集産主義と拡張主義のイデオロギーが結合するならば、それが他者に対する関係は全く破壊的なものになる。集産主義の下では他者との協同が不可能である以上、他者を完全に征服し尽くそうとする侵略戦争が避け難い帰結として生じてくる。こうした侵略者に対しては、利益誘導による融和政策は全く役に立たない。それは侵略者の

野心を助長するのみである。侵略に対しては断固対決するという決意のみが侵略を防止し得るのである。正に、第二次世界大戦はこれらの事実を如実に物語っている。

第二次世界大戦の終結によって、拡張主義のイデオロギーと結びついた一方の集産主義は打倒された。しかし、いまひとつの集産主義が残っており、この集産主義も拡張主義のイデオロギーと結びつくことによって、国際秩序に対する重大な危機の源泉となっている、とレプケは言う³⁾。ソ連こそが国際秩序にとっての新たな、そして最大の脅威であり、世界共産主義を目指す勢力こそが第二次世界大戦後の飽くことなき侵略戦争の仕掛人なのである。この侵略勢力に対して、西側諸国は団結して断固たる決意を示さねばならない、とレプケは言う。さもなければ、彼らの侵略行為は止るところをしらないからである。

しかし他方で、こうした侵略勢力に対する団結を強調するあまり、西側諸国間の関係がソ連圏と同様のものになってしまう、というようなことがあってはならない。共産帝国主義の侵略防止と両立し得る限りで、西側諸国間の関係は最大限に自由主義的なものでなければならない⁴⁾。目指されるべきは、国際的な「オープン・ソサエティ」であり、政治と経済の分離である。必要なのは、相互依存と相互コミュニケーション、多面的システムである。商品、資本、人間の国際的な移動を可能にする自由のシステム、国際的決済を可能にする国際的な通貨システムはこうした目標を実現するための不可欠の要因である。

3. 第三世界

東西対立は第二次世界大戦後の国際関係を特徴づける最も重要な要因のひとつではあるが、第二次世界大戦後にはいまひとつの重要な要因が存在する。以前の植民地であった国々が政治的に独立して、第三世界と言われる新たなグループを形成していったことがそれである。

第二次世界大戦は、(植民地を)持てる国、英、仏と、持たざる国、独、伊、日との戦いであったと解釈することもできよう。しかし、第二次世界

大戦後は植民地の独立によって、こうした関係は消滅していった。そこに新たに登場してきた関係は、文字通り持てる国、即ち、高度な生活水準を享受している先進工業諸国と、文字通り持たざる国、即ち、政治的には独立を果したけれども、尚も経済上の停滞にあえいでいる発展途上国の関係であった。

レプケが『今日の国際秩序』(*Internationale Ordnung-heute*) を刊行した1945年の時点では、未だ第三世界という概念は確立していなかったであろうが、彼はその著で、発展途上にある国々でも自由主義的な方向が指向されるべきである、という考えを示している⁵⁾。

レプケによれば、経済発展とは際限なき忍耐を必要とするプロセスである。富の源泉は、資本、機械、技術、組織、自然資源といったところに存在するのではない。秩序の精神、洞察、結合、計算、企業、指導力、自由、市民としての自覚、責任感、勤労意欲、信頼、きちょうめんさ、儉約、創造衝動、中産階級、といったものこそが西欧の富を生み出してきたのである。これらのものは促成栽培することも、また、移植することもできない。しかも、発展途上国ではこれらのものが本質的に不足している。従って、こうした経済発展の土壌を整備することなくしては、発展途上国の繁栄は期待し得ないし、正にこうした意味で、経済発展とは際限なき忍耐を必要とするプロセスなのである。

それ故に、経済発展を目指すプログラムは漸次的な改善をこととしなければならない。既存の諸条件に加えられる暴力が小さければ小さい程、発展は着実なものとなる。従って、農業を犠牲にしての工業化は決して望ましいものではない。経済発展のための土壌が存在しない限り、工業は決して根づくことがなく、發育不全のままに止まるであろう。また、農村社会の崩壊は、大量のプロレタリアートを生み出すこととなる。この産業プロレタリアートの存在は社会不安の大きな源泉となるばかりか、集産主義の温床ともなり得るのである。

工業化は外国資本の流入とそれの生み出す長期的な波及効果に待たねばならない。従って、利潤を求める資本の国内流入に脅威を与える要因を極

力排除することが必要になる。無謀な労働政策や課税体系は回避すべきであるし、余りに厳し過ぎる為替管理も望ましいものとは言えない。何よりも外国資本の国有化に対する懸念は払拭さるべきである。発展途上国の近視眼的な政策は、決して実りをもたらさないばかりか、究極的には発展への芽をつみ取ることにもなりかねないのである。

第2節 誤った国際主義と真の国際主義

1. 国内的不調和の反映

レプケの議論の焦点は、西側諸国の国内秩序と国際秩序の関係にある。彼は、国際関係は国内的不調和が拡大して映し出されるスクリーンである、と言う⁶⁾。従って、国際的危機を国内的危機から切り離して単独で取り扱おうとする手法は決して満足な成果をもたらすことができない。彼はこうした手法を「宙に浮いた」国際主義 (der “freischwebende” Internationalismus) と規定し、誤れるものであると考えている。

「慈善は我が家から始まる」(Charity begins at home) というイギリスのことわざが示す如くに、満足な国際関係を樹立するためには、国内秩序の整備が不可欠となる。かくして、レプケにあっては、国際秩序と国内秩序は切り離して考察することのできない主題となる。従って、彼の三部作、即ち、『現代の社会危機』(*Die Gesellschaftskrisis der Gegenwart*, 1942)、『ヒューマンイズムの経済学』(*Civitas humana*, 1944)、並びに『今日の国際秩序』(*Internationale Ordnung-heute*, 1945) もこうした観点から読まれねばならないのである。

2. 二つの型の小国

経済大国が自由主義を採用するか否か、が安定的な国際秩序の成否にとっての最大の要因である、とレプケは言う⁷⁾。なぜなら、小国は安定的な国際秩序に対する障害とはなり得ないからである。

レプケは小国を二つの型に分類する。一方は、スイス、オランダ、スウ

エーデン、ベルギー等によって代表される輸出工業国である。これらの国々では高度の生活水準が享受されており、また、人口密度も高い。これらの国々は世界経済にかなりのインパクトを与えるのではあるが、その構造から自由貿易の利益が明確に認識されており、その貿易政策は、当然のことながら、穏和なものになる傾きがある。従って、これらの国々が安定的な国際秩序に対する重大な障害となる可能性は小さいのである。

他方には、ルーマニアやブルガリアによって代表される、農業国から工業国への発展の途上にある国々が存在する、とレプケは言う。これらの国々は政治的にも、軍事的にも、経済的にも弱体であるばかりか、その人口も少い。これらの国々はアウタルキーへ傾斜しやすいけれども、これらの国々が世界経済に与えるインパクトが小さいが故に、やはり、安定的な国際秩序に対する重大な障害とはなり得ない。

かくして、大国のナショナリズムこそが真の問題となるのである。

3. 比較生産費説

経済学の最重要原理のひとつである比較生産費の理論がゆるがせにされていることは驚くべきことである、とレプケは言う⁸⁾。貧国ばかりではなく富国でさえもが自由貿易に恐れを抱いているからである。富国は貧国からの競争を恐れる必要はない。貧国の低賃金に基礎を置く商品によって自国内の市場を荒されるということへの恐怖は、その商品によって販路を奪われてしまう特定の産業に関わり合う者にとってはともかくも、富国全体にとってはいわれのないものである。なぜなら、富国の高い賃金は高い生産性を、貧国の低い賃金は低い生産性をそれぞれ反映したものであり、ある産業が貧国からの競争に耐えられないということは、その産業での生産性が低いということの証拠となるからである。従って、貧国からの商品の輸入と、富国内でのより生産性の高い産業への特化こそが、富国全体にとっての最良の選択ということになる。富国は貧国からの競争を少しも恐れる必要がないのである。

しかし、競争は常に国際的分業の再構成を要求し、しかも、このことは

決して容易なことではないのである。ここに自由貿易の難かしさがある。貧国は言うまでもなく、富国でさえもがこの難問から逃れられない。国際的分業の再構成は、必要とされる変化が激しいものであればある程、一層難かしく、従って、一層大きな抵抗に会う。それ故に、急速な変化を回避することが、長期的にはより遠くまで歩を進めることを可能にする。このことを実現するために為されねばならないことは数多く存在するであろう。

しかし、国際的分業の再構成は、関係諸国の人々の変化を嫌う気持ちが強ければ強い程、それだけ難かしくなる。従って、国際的分業が可能になるためのいまひとつの条件として、関係諸国の人々が可能な限り外的環境の変化に適応する姿勢を持つことが要求されてくる。かくして、レプケの議論は国内秩序の問題へとつながってゆく。国際秩序の建設・維持へと方向づけられた国内秩序の整備が、彼にとっての重大関心事となるのである。

第3節 大衆社会の克服

1. 市場機構の基盤

市場機構が十全の機能を発揮するためには、競争と私的所有が不可欠である、とレプケは言う⁹⁾。競争は二面性を持つ社会現象である。競争は、一方に於いて、人々の努力を促進し、不断に分業の構造を再構成し続けることによって経済発展をもたらす。この意味では競争は経済過程の統御機能を果す。しかし、分業の再構成によって必要となってくる変化は、当然のことながら、様々な摩擦を惹起する。もし、この摩擦が極端に大きなものであるならば、競争は社会を分裂させる方向へと作用する。かくして、競争は創造と破壊の二つの顔をもった現象だということになる。(この点に関しては、第二章第2節で論じたシュムペーターの「創造的破壊」(creative destruction) の概念を想起せよ。)

こうした創造と破壊とがなければ社会の発展は有り得ない。かといって社会そのものが分裂してしまつては元も子もなくなってしまう。かくして、創造的な破壊と社会統合とを両立させることが重要になってくる。社会統

合を崩壊させることなく競争を保持し続けるためには、一方で、競争のもたらす変化が余りにも激しいものになり過ぎないようにするための諸措置が必要となろう。これは様々に工夫されねばならない。

しかし、他方で、多くの人々がこの創造的な破壊のプロセスを積極的に受容しようとする心構えを持っているならば、競争と社会統合の両立はより容易なものになるだろう。かくして、私的所有の持つ意味が重要になってくる。私的所有は自由と自己責任の基盤である、とよく言われる。しかし、私的所有には更に深い意義がある。それはブルジョア精神を生み出すゆりかごでもあるからである。レプケの言うブルジョア精神とは、勤勉さ、油断のなさ、儉約、義務感、信頼、きちょうめんさ、分別等といったものによって特徴づけられる。こうした精神の持主のみが、積極的に創造的な破壊のプロセスを受容し、それに適応し得るのであって、これこそが経済発展の最大の源泉というわけなのである。発展途上国にとっての最大の難問は、こうしたブルジョア精神の育成が遅々として進まぬところにある、といってもいいだろう。

市場機構は決して単独では存立し得ない。それはブルジョア精神の支配的な社会に組み込まれて初めて機能し得るのである。市場機構は、供給と需要を超えたところ (Jenseits von Angebot and Nachfrage) に存在する確固たる礎石と結合することによって初めて、経済発展と社会統合をもたらし得るのである。

2. 大衆化とプロレタリア化

レプケは、近代に於ける個の解放は行き過ぎた、と考えている¹⁰⁾。人々は宗教から、国家から、そして共同体から解放されて、自由を獲得していった。しかし、この過程は行き過ぎてしまった。人々は流砂の如き存在となり、大衆になり下ってしまった。社会の内的結合は消滅し、人々は行く方定めぬ根なし草となり、帰属すべき共同体を失ってしまった。レプケはこうした過程を大衆化 (Vermassung) と呼ぶ。レプケによれば、大衆社会は道徳的・精神的領域での腐敗と分解がどこまでも進む社会である。人々

は世代間の連帯意識を失い、家族を結び付ける紐帯は腐蝕してゆく。隣人との触れ合いは失われ、人間性が失われてゆく。内面的に空虚な精神的プロレタリアートが大量に発生する。

プロレタリア化 (Proletarisierung) は、こうした大衆化の一特殊側面である。産業革命によって生み出された大量の工場労働者は、生活の根を持たず、不安定な賃金関係に依存している。彼らの不安定な地位は、私的独占の存在によって、更に苛酷なものとなり、また、このことが多くの社会問題を生み出してきたのである。

大衆とプロレタリアートの社会こそは集産主義の温床である。彼らにとって、勤勉さ、油断のなさ、儉約、義務感、信頼、きちょうめんさ、分別等といったものは無縁の代物である。かくして、レプケによれば、振り子は一挙に逆の極端へと振れてしまったのである。近代化の過程での行き過ぎた個の解放、換言するならば過小統合に悩まされていた人々は、集産主義を選択し、今度は集産主義のもたらす過大統合に苦しむこととなったのである。集産主義の下での行き過ぎた統合は競争の可能性を消滅させ、そのことによって経済発展のための起動力が失われてゆく。更に、経済上の権力と政治上の権力の集中によって人々の自由が脅かされてゆく。その上、集産主義は国民的レヴェルを越えたより高次の段階での統合を不可能にするが故に、国際紛争の火種となってゆく。それが拡張主義のイデオロギーと結びつくならば、飽くことなき侵略戦争が招来される。

3. 大衆社会の克服

大衆とプロレタリアートの社会は、精神的・道徳的な基盤を持たぬが故に、本質的に不安定な社会であり、また、容易に集産主義を受容する危険を内包している社会である。更に、大衆とプロレタリアートの社会は創造と破壊のプロセスを、従って、市場機構を受容することのできない社会である。他方、集産主義は、経済効率・自由・国際協調のいずれの観点からしても望ましいものではない。もし、以上の推論に誤まりがないとすれば、残された道は大衆社会の克服以外にはないということになる。

これは近代そのものの再評価をも含めた容易ならぬ課題である。しかし、とにかく改革を始めることが必要である、とレプケは言う¹⁾。何よりも内実のある私有財産の再確立が急務である。小工業、手工業、小商業、農業といった小規模経営の助成・育成が行われねばならない。生産手段を持たぬ被用者に対しても何らかの措置を講ずることが必要である。恐らく、彼らが庭付きの住宅を所有し得るようにする住宅政策は、ひとつの重要な秩序安定化要因となるだろう。

他方で、人々の帰属すべき共同体を再構築することも必要であろう。共同体への帰属は人々に精神的安定感を与えるばかりか、共同体の存在は集産主義の台頭に対する有効な防波堤にもなる。

以上のふたつのことを実現するためには、都市の止めどもない膨張を阻止するための国土計画も必要になってこよう。

勿論、これらの諸施策は大衆社会克服へのほんの一步に過ぎないのかもしれない。しかし、とにかく改革が為されねばならない。さもなくば、自由と秩序、競争と社会統合が両立しており、個の利益と全体の利益が何とか調和している社会はやって来ない。更に、こうした社会が実現しない限り、国家間の貿易と自国内の分業構造の不断の調整という容易ならざる課題の解決などは期待し得べくもなく、国際協調と国際秩序の安定化も不可能になるであろう。

本章ではレプケの用語法に従って、集産主義 (collectivism) という用語を用いたが、少なくとも本稿に関する限りは、これは第四章で用いた計画経済 (planned economy) と同義である。これらの用語は、需要と供給の調整が主として中央当局の経済計画に従って遂行されている社会体制を意味している。

ただ、社会主義、計画経済、集産主義、或いは中央管理経済 (Zentralverwaltungswirtschaft) 等といった用語が意味するところ、並びにそれらの差異を簡潔に整理する、といったことはなかなか容易ならざる課題である。これらの用語に込められている意味内容が論者毎に微妙に食い違っているからである。

1) Röpke, W.: *Internationale Ordnung-heute*, Erlenbach-Zürich 1945, Bern-Stuttgart 3. Auflage 1979, S. 101-105, S. 116-127.

- 2) Röpke, W., *op. cit.*, 2. Teil, Kap. 2.
- 3) Röpke, W., *op. cit.*, S. 317-319.
- 4) Röpke, W., *op. cit.*, S. 105-115, S. 218-222.
- 5) Röpke, W., *op. cit.*, S. 320-329.
- 6) Röpke, W., *op. cit.*, S. 21-35.
- 7) Röpke, W., *op. cit.*, S. 234-239.
- 8) Röpke, W., *op. cit.*, S. 245-253.
- 9) Röpke, W.: *Jenseits von Angebot und Nachfrage*, Erlenbach-Zürich 1958, Bern-Stuttgart 5. Auflage 1979, S. 145-160.
- 10) Röpke, W.: *Civitas humana: Grundfragen der Gesellschafts- und Wirtschaftsreform*, Erlenbach-Zürich 1944, 3. Auflage 1949(喜多村浩訳『ヒューマンイズムの経済学—社会改革・経済改革の基本問題』, 勁草書房 昭和29年, 第2刷 昭和37年), Bern-Stuttgart 4. Auflage 1979, 3. Teil Kap. 1.
- 11) Röpke, W.: *Die Gesellschaftskrisis der Gegenwart*, Erlenbach-Zürich 1942, Bern-Stuttgart 6. Auflage 1979, 2. Teil Kap. 3/*Civitas humana*, 3. Teil, Kap. 2.

第七章 市場機構と経済政策

第1節 市場機構の機能と限界

自由を他者の恣意的意志による強制のない状態だと定義するならば、ある人の自由を最大限にするためには、その人を強制する力を極小化すればよいということになる。他者に何事かを強いる力には様々のものがあるけれども、財力もそのひとつである。これまでの議論では主としてこの財力に焦点が当てられてきた。財力に由来する強制力を極小化する最も有効な方法のひとつは財産所有を分散させることである。特定の個人もしくは組織に著しく財力が集中することがなければ、財力に基づく自由の抑圧は困難になる。しかし、その場合ひとつの問題が生じる。財産所有が分散している状態の下で、各個別経済主体の経済活動は相互に調整され得るのかどうか、或いは、社会全体の観点からして稀少資源が浪費されることはないのかどうか、というのがそれである。市場機構はこうした難題に対する解決策をもたらしてくれる。市場機構が財やサービスの稀少性の尺度たる価格を提供してくれることによって、各個別経済主体の経済活動は相互に調整され、資源の浪費は排除されるのである。

かくして、財産所有の分散と価格とが存在するならば、自由と効率の両立が可能になる。(勿論、このことが妥当するのは、財力以外の力による自由の抑圧が存在しないという条件の下に於いてである。)しかし、市場機構の下での各個別経済主体の自由な活動が、やがて、競争を通じて経済集中を帰結するのであれば、市場機構によって自由と効率を確保するという構想は挫折せざるを得なくなる。従って、市場機構の下での競争が必然的に経済集中をもたらすことはないのかどうか、が決定的に重要になってくる。

市場機構にはいまひとつの重大な問題が内包されている。市場機構の下

では、消費者の裁定が全てに優先するのであり、消費者の歓心を買うことに成功した者しか収入を得ることができない。少なくともこれには二つのことが含意されている。まず第一に、下品で野卑な一般大衆が全てを決定するような社会体制の下では、その文明は低俗極まりないものになる、といった主張が生まれ得るであろう。しかし、更に重大なことは、このようにして下される消費者の判定の最終的帰結をあらかじめ予測するのは不可能である、ということこれである。なぜなら、市場機構の下では、ある統一的な目的序列に沿って資源配分や所得配分が決定される、というわけではないからである。

しかし、これこそが市場機構の持つ最も重要な意味のひとつである。それは多様な価値観の並存を可能にする。それは各個人が自己自身の目的を自由に追求することを可能にする。市場機構こそは開放社会が実現されるための最も重要な前提条件のひとつなのである。開放社会とは、正に、目的論的世界観と訣別した社会である。開放社会は自由を可能にするけれども、そこでは統一的な目的序列が存在しないが故に、人々は不安に駆られもする。「自由でありたい」という欲求と「不安から逃れたい」という欲求のいずれが勝利を取めるか、は様々な条件に応じて異なってくるだろう。

さて、以上のことを考え合わせるならば、市場機構を通じて自由と効率を確保するという構想を実現させることは、決して容易な課題ではないということがわかるだろう。そのためには多くのことが為されねばならない。次に、いかなる措置が講じられるべきであるか、を見ることにしよう。

第2節 自由主義社会に於ける国家の役割

1. 法と秩序の維持

わずかばかりの構成員から成り立っており、カリスマ的な人物を中心にしている小規模な社会であればともかくも、多数の構成員を擁し、種々の利害が錯綜している大規模な社会は、統治組織なくしては長期にわたって

安定的なものたり得ないであろう。統治組織は個人の自由にとって諸刃の剣である。無政府状態は大多数の者にとって決して望ましいものとは言えない。なせなら、そうした状態の下では、腕力の強い者のみが意のままに振舞い、それ以外の人々は彼の顔色を窺いながら生活してゆかねばならないからである。勿論、強者といえども完全に安心していられるわけではない。油断をすれば、いつ寝首をかかれるかしたるものではないからである。このような状態では自由などは望むべくもない。社会の構成員に一定の権利を保証し、この権利を犯そうとする者を処罰する権力機構が存在して初めて、自由が存在する可能性も生まれてくる。

しかし、統治組織は他方に於いて個人の自由にとっての最大の脅威である。統治組織が存在することによって、私人が他者の権利を侵害するということに対しては歯止めがかけられるのではあるが、統治組織そのものが私人の権利を侵害する、という可能性は常に存在する。かくして、統治組織の持つ権力をいかにして抑制するか、ということが重要になる。法治主義、権力の分割、連邦主義といったものが、自由主義者によって考案されていった。

法は二重の意味で、自由の最も重要な前提条件である。それは個人に保証されるべき権利を明らかにする。それは統治組織の権力に一定の枠組みを与える。

法と秩序の維持は自由主義国家に課せられる最低限度の課題である。こうした土台の上に市場機構が重ね合わせられるならば、個人の自由は更に確固たるものになってゆく。それをするためには、多くのことが為されねばならない。

2. 市場機構の機能条件の整備・強化——反独占政策

市場機構は稀少性の尺度たる価格を提供することによって各個別経済主体によって分権的に為される意思決定を相互に調和のとれたものにする。しかし、経済集中が著しく進み、巨大な市場支配勢力が登場してくるならば、以上のような市場機構の働きも損なわれてしまう。更に重要なのは、

そうした市場支配勢力は自由にとっての重大な脅威となる、ということである。

経済集中の進展に歯止めをかける、ということは自由主義国家にとっての重要な政策課題である。アメリカでは既に十九世紀の末にこうしたことに対する認識が生まれ、独占を規制するための法規が制定されていった。第二次世界大戦の後には、アメリカ以外の国々でも、独占の発生を阻止し、或いは独占を規制するための法規が制定されていった。こうした反独占の諸法規の必要性を最も体系的に説いた論者の一人がワルター・オイケンであり、その著『経済政策原理』は既に古典となりつつある。

強力な反独占政策が展開されるならば、経済集中の進展に歯止めがかかるかもしれない。しかし、その場合ですら、技術上の理由に由る独占は残るであろう。これにどう対処すべきか、を一般的な形で論ずることはできない。私的独占を放置すべきか、私的独占を公的独占に切り換えるべきか、それとも私的独占に対して公的規制を加えるべきか、はそれぞれの事例ごとに決定されねばならない。その際立法府なり行政府なりの決断が要請される。決断をするに当っては、少なくとも、効率と自由の観点から独占の持つ影響力が吟味されるべきである。

私的独占の放置、私的独占の公的独占への転換、そして私的独占に対する公的規制という三つの選択肢からひとつを選ぶに当って、留意しておくべきことがある。それは、私的独占の放置が疑いもなく他の二つよりもはなはだしく有害であるとは言い切れない、ということこれである。少なくとも自由の観点からすれば、三つのものはいずれも同じぐらい有害であるのかもしれない。

3. 市場機構の帰結の修正・補完

(1) 経済の安定化

福祉国家に於いては、日々の経済の流れを安定化させることは重要な政策課題のひとつになっているように思われる。福祉国家そのものに対して異を唱える人は多数存在するが、経済の安定化という目標それ自体に対し

て異議をさしはさむ者はほとんど存在しないであろう。しかし、こうした目標をいかなる手段を用いて達成するか、に関しては意見の一致は見られない。

1970年代以降、ケインズ政策の有効性がしきりに取沙汰されるようになった。多くの者が、デフレ局面とインフレ局面に於けるケインズ政策の非対称性を指摘している。デフレ局面に於いては、積極的な財政運営を行い、それを梃子にして景気を浮揚させることは容易である。なぜなら、国家の財政赤字によって、直ちに且つ直接的に被害を被る人はいないように思われるからである。しかし、インフレ局面では事情が違ってくる。理論上はともかくとして、実際上は、景気が過熱してきた時に財政支出を大幅に削減する、ということは決して容易なことではない。なぜなら、財政支出の削減は、それに関わりのある人々に直接的な不利益をもたらすからである。もし、こうした人々が強力な組織を持っている場合には、彼らの抵抗はとりわけ強力なものになろう。そうである以上、少なくとも民主主義のシステムの下では、政治家達は彼らの要求を無視し去ることができないだろう。選挙に際しての強力な集票能力を持つ利益団体の機嫌を損ねることは、命取りにもなりかねないのである。

こうしたことの帰結は、財政赤字の慢性化とインフレーションということになるだろう。これらのものがどの程度有害であるか、は意見の分れるところである。更にまた、それらのものが相当有害であるのなら、それにいかに対処すべきか、についても意見の一致が見られない。こうした問題は経済学並びに経済政策論の最重要課題のひとつである。市場機構の意味そのものを取り扱っている本稿では、この問題にはこれ以上立入ることはできない。ただ、政策遂行の任に当たっている者にとっては、これは決して回避することのできない重要問題である。

(2) マーケット・フェイリヤの補完

市場機構の下では価格が全てに優先する。このことが資源配分面での問題を惹起させる。まず第一に、市場の下では需要のないものは決して生産・販売されない。ある一人の哲学者が画期的な構想に到達し、それを一冊

の書物にして発表したとを考えてみよう。たとえ、彼の書物の価値が学問的には非常に高いとしても、それが難解であり、大衆に理解されないのであれば、彼の書物は決して買われることがないだろう。それに対して猥褻な作品や通俗極まりない探偵小説は大いに売れて、その作者に大きな収入をもたらす。かくして、そこに出現するのは「低俗な」文明ということになる。仮に、市場機構の下では低俗な文明しか生まれ得ない、ということが正しいにしても、この点をどう判定するかについては見解の相違が存在するように思われる。市場機構と低俗な文明とは不可分の関係にあるのだから、市場機構などは許容することができない、という意見も存在するだろう。しかし他方で、市場機構は自由の重要な前提条件のひとつなのだから、仮にそこから生み出されるものが低俗なものであるにしても、それを我慢すべきである、と考える人もいるに違いない。いずれに軍配を上げるべきか、は少なくとも経済学の扱いかねる問題である。

市場では価格が全てに優先することから生み出される、資源配分上のいまひとつの問題が存在し、これは経済学が確立されて以来、経済学の重要問題のひとつであった。市場機構は、財やサービスの生産者もしくは消費者を特定できない場合、即ち、外部効果が存在する場合、十分に機能し得ないのである。国防、警察、消防といったものを私企業に委ねることはできないだろう。社会全体の観点からすれば、絶対に欠かすことができないけれども、市場に頼る限りは決して供給されることのないものが存在し、それを供給することは国家の重要な任務である、ということは既にアダム・スミスによって明確に述べられている。

現在ではこうした市場の失敗（マーケット・フェイリヤ）についての分析は、スミスのものよりも、はるかに精緻化されている。外部経済効果の生産者には何らかの補助金を与えることが必要であろうし、外部不経済効果の生産者に対しては何らかの課税や生産規制が課されるべきであろう。或いはまた、ある特定の財もしくはサービスが一般に強く需要されているにもかかわらず、いかなる補助金も私企業をそうしたものの生産へと誘うことができない場合には、国家が直接こうしたものを供給することが必要

になる。

マーケット・フェイリヤを補完することは自由主義国家の重要課題のひとつである。このことに異議を唱える経済学者はほとんど存在しないであろう。

(3) 再分配

市場では価格が全てに優先するということが、分配面でも重大な問題を生み出す。市場機構の下では、消費者の欲心を買うのに成功した者しか所得を得られない。いかに有徳な者であっても、いかに努力しようとも、いかに生活に困窮していようとも、そのことは市場的分配に決して反映されることがないのである。他方、いかに悪徳漢であろうと、いかに怠け者であろうと、いかに金持であろうと、消費者の気に入る物を生産し供給するならば、大金を手にすることができるのである。

後者のような人々に何らかのペナルティーを課すべきかどうか、は意見の分れるところである。彼らの存在は人々の嫉妬心を大いにかき立てるに相違ない。従って、多くの人々は彼らに何らかのペナルティーを課すことに賛同するかもしれない。しかし、少なくとも自由主義の立場に立つ限りは、こうしたことに諸手を上げて賛成するわけにはいかない。彼らへの対応は十分慎重なものでなければならない。

前者のような人々に対してはどう対処すべきであろうか。彼らに何らかの形で報いるべきであろうか。また、報いるとすればどの程度報いるのが望ましいのか。

人々に最低限度の生活保障を行うべきである。少なくともこの点までは多くの人々の意見が一致しつつあるように思われる。市場的分配の苛酷さを緩和するためには、こうしたことが必要であろう。多くの人々が市場的分配の苛酷さに嫌気がさして、市場機構そのものを放棄してしまう、ということになっては元も子もなくなってしまうからである。

しかし、その点を越えて更に進むべきか、についての意見の一致は容易には得られないであろう。実際の再分配がどの程度まで進むか、は政治的要因によって大いに左右されるに相違ない。こうなると、これは純粹に経

済学が取り扱える問題ではなくなってしまう。

4. 市場機構の基盤の整備——大衆社会の克服

法と秩序を維持し、強力な反独占政策を展開することによって競争のための枠組を整備し、更に、市場的資源配分や分配を補完・修正することによって競争の苛酷さを緩和することで事足りるのであるか。少なくともレプケは、これだけでは不十分である、と考えている。彼は、ブルジョア精神という礎石なくしては市場機構は存立し得ない、と言う。即ち、勤勉さ、油断のなさ、儉約、義務感、信頼、きちょうめんさ、分別といった徳の持主のみが市場機構の担い手となり得る、というわけなのである。

根なし草となった大衆や不安定な賃金関係に依存し切っているプロレタリアート達は、到底、市場での競争の苛酷さに耐える気構えを持ち得ない。再分配政策を通して彼らに最低生活の保障を約束するならば、彼らの市場機構への忌避感も幾分か和げられるかもしれない。しかし、これは真の解決策とはなり得ない。重要なことは、少しでも多くの人が大衆やプロレタリアートの地位を脱却して、ブルジョア精神の担い手となることである。

そのためには多くのことが為されねばならない。何よりも実質的な私有財産を確立することが肝要である。小規模な企業が助成され、育成されねばならない。また、工場労働者に対しても、住宅政策を初めとする種々の財産形成政策が講じられねばならない。これ以外にも多くのことが為されねばならぬであろう。人々に帰属すべき共同体を、そして精神的安定感の基盤を与え、その上に市場機構を積み上げることが重要なのである。こうなった時初めて、市場機構はその機能を十全に発揮し、効率、自由、国際協調という理想の実現が可能になる、とレプケは言うのである。

第3節 残された問題

自由にはいかなる価値があるだろうか？自由であれば、自分自身の目的を追求することができる。また、自由は人々の間の多様な考え方の存在を

許容し、このことが社会の発展に寄与するかもしれない。しかし、多様な考え方の内には、考え方の多様性を許容しないような考え方も存在するであろう。これは、自由の擁護者にとって、最も頭の痛い問題のひとつである。

自由主義者にとって頭の痛い問題がいまひとつ存在する。「自由からの逃避」がそれである。実際には、先の原理上の問題よりもこの問題の方が重大であろう。ある人が自由から逃避し、自由に伴なう責任の負担を回避しようとするかどうかは、その人の資質や世界観によって大いに左右されるであろう。しかし、イニシアティブを発揮し得る機会の多寡も、自由からの逃避が起るか否か、を大いに左右するに相違ない。自らの意志で何か重要なことを為し得る機会を常に奪われている人であれば、彼に自由の価値をいくら強調しても無駄であろう。かくして、少しでも多くの人が少しでも多くイニシアティブを発揮し得るような方向へと社会制度を整備してゆくことが、自由な社会を保持してゆく上で非常に重要になってくる。

現代社会に於ける巨大組織は、こうしたことに対する最大の障害である。巨大な企業、巨大な利益団体、巨大な官僚機構を前にしては、個人の活躍の場はほとんど残されていないかの如くに思われてくる。巨大組織の下で大多数の人が何らイニシアティブを発揮する可能性を持たず、徐々に窒息させられてゆくことに対して歯止めがかけられるか否か、は多くの要因によって決ってくるであろう。まず第一の要因として、近代技術の性格と反独占政策の有効性を挙げるができる。もし、いかなる政策を講じようとも、近代技術は必然的に且つ徹底的に経済集中を推し進めるというのであれば、希望は全くなってしまう。第二に、大衆社会を克服するための諸政策の有効性が問題になってくる。社会全体の中に、完全な個人の自由が存在し得る領域並びに中小規模の組織が十分な存在意義を持ち得るような領域を、どれだけ多く作り出すことができるかが重要になってくる。この難題に対処するに当っては、極端な悲観論も極端な楽観論もいずれも許されないように思われる。忍耐強い努力が必要なのである。

第三に、巨大組織の機構改革も決して避けて通ることのできない問題で

ある。そして、もし第二章第3節での議論に誤りがないとすれば、この問題こそ最も容易ならざるものなのである。巨大組織に於いていかに権限を分割し、いかにしてそれを下部に委譲してゆくか、という難題に何らかの解答が与えられない限り、それが持つ社会的影響力が大きいだけに、自由主義社会は決して盤石のものとはなり得ないように思われてならない。

あ と が き

筆者は、「ハイエクの思想(3)―思想の構造」(『広島経済大学経済研究論集』第4巻第4号 昭和57年2月)を次のような言葉で締めくくっていた。

自由主義者の最も恐れるべきことは、自由主義社会を否定する人が存在することではない。自由主義者は、そうした主張を唱える人が多数派によって支持されることを最も恐れるべきである。確かにハイエクの思想は、「自由に生きたい」と思っている人に対して説得力を持つものである。しかし、彼の思想は必ずしも、「自由に生きたい」と思っていない人に「自由に生きたい」という気持ちを起させたり、「自由に生きたい」と思っている人の「自由に生きたい」という気持ちを一層強力なものにするという点に於いて有効なものであると言ひ難い。こういった意味で、彼の自由主義思想は何らかの形で補完されねばならないように思われる。しかし、このことは、人が「自由に生きてゆく」ためには何をせねばならないか、そして、何をしてはならないか、ということに関しての彼の所説の価値を何ら減殺するものではないのである。

これを書いて以来、筆者の関心は、自由が存続するための社会的条件のみならず、心理的条件とでも言えるようなものにも向けられてきた。そもそも社会の構成員の大部分の者が自由などに見向きもしないのであれば、自由主義者が何を言っても無駄である。

自由には責任が伴う。この責任を負担せねばならぬことから来る重圧を少しでも和らげることができれば、多くの人々の自由を指向する気持は強められるであろう。他方、より多くの人が少しでも多くイニシアティブを発揮し得るような方向へと社会制度が改良されてゆくならば、これも同じような効果を持つであろう。

しかし、社会制度がいかに整備されようとも、自由に全く魅力を感じない人、自由の帰結としての競争がもたらす不安に耐える心構えのない人、安心感を与えてくれる居心地の良い神話の世界に浸り切っている人には、この制度改革も全く意味を成さないであろう。こうした人に対してはいかに対応すればいいのか、筆者は為す術を知らない。当然のこととながら、そうした人に対しては本稿の論述も全く無意味なものに映ることであろう。現在の筆者に為し得ることは、拙著「自由と誇り」(『広島経済大学研究論集』第7巻第2号 昭和59年9月)から次の一節を引用しておくことだけである。

地球は宇宙の中の特に顕著な存在である、というわけではない。そうである以上、その表面に居住する一生物に過ぎない人間が宇宙の目的であると考えすることは困難である。

もはや現代人は居心地の良い神話の世界に戻れない。このことは人間に大いなる苦悩をもたらす。それにもかかわらず、この事実を直視することが必要であり、そのことによってひとつの転機が訪れる。人間の生は短く、無力である反面、宇宙は広大で悠久である。宇宙の中心たろうとする人間の願望は打ち砕かれる。しかし、宇宙が偉大だとしても、人間はそれについて考えることができ、その考えを自己の一部とすることができる。つまり人間の精神は宇宙を映し出すのである。かくして自己の生を意味づけることが可能になる。人間の生は有限だが、尊厳を秘めたものとなる。人間の外部にあるいかなるものも、それ自体では、人間の生を意味あるものにしない。人間の生を意味あるものにするのは、ただそれについて思索し得る人間のみである。

自己自身を、無力ではあるが同時に尊厳を秘めた存在として肯定することができたならば、他人をも同様に肯定することができる。彼と我とは共に、孤独感と無力感にさいなまれる共通の運命の受難者である。しかし、彼と我は、また、その精神によって宇宙を把えることのできる存在である。かくして、平等で対等な人間どうしの連帯が生まれる。そこ

にあるのは支配＝服従の関係でもなく、相手を自己の手段としかみないサディズムでもマゾヒズムでもない。そこにあるのは、相手をそれ自体として受け入れようとする人間愛である。

権威からの解放は、自由と同時に、孤独感、無力感をももたらす。新たな権威への服従によって、この孤独感、無力感を抑圧することは真の解決となり得ない。抑圧は秘められた敵意を生み出し、その敵意が自己に向けられようと他者に向けられようといずれの場合でも、生は衰弱してゆく。そして権威への一層の服従が必要となる。

この悪循環から脱出するためには、権威からの解放に由来する孤独感、無力感を直視しなければならない。もし自己と、そして他人とを肯定することができたならば、その生は躍動を始め、新たな連帯が可能になる。それは、自己並びに他人の存在の肯定をより確かなものにしてゆくだろう。

参 考 文 献

本稿で取り扱ったような主題についての少しでも整った文献目録を作成するならば、それは龐大なものとなろう。そうしたことは筆者の現在の能力を越えているし、また、それ程価値のあることとも思えない。従って、ここでは本稿で言及したもののみとその範囲を限定することにした。

1. Berle, A. A./Means, G. C.
The Modern Corporation and Private Property, New York 1932 (北島忠男訳
『近代株式会社と私有財産』, 文稚堂銀行研究社 昭和33年, 第8版 昭和49年)
2. Beveridge, W. (Reported)
Social Insurance and Allied Services, 1942 (山田雄三監訳『ベヴァリジ報告,
社会保険および関連サービス』, 至誠堂 昭和44年)
3. Briefs, G. (hrsg.)
*Laissez-faire-Pluralismus: Demokratie und Wirtschaft des gegenwärtigen
Zeitalters*, Berlin 1966.
4. Eucken, W.
Die Grundlagen der Nationalökonomie, Berlin-Göttingen-Heidelberg 1940, 6.
durchgesehene Auflage 1950 (大泉行雄訳『国民経済学の基礎』, 勁草書房
昭和33年, 第3刷 昭和38年)
Grundsätze der Wirtschaftspolitik, Tübingen 1952 (大野忠男訳『経済政策原
理』, 勁草書房 昭和42年)
5. Fromm, E.
Escape from Freedom, New York 1941 (日高六郎訳『自由からの逃走』, 東京
創元社 昭和26年, 第77版 昭和54年)
6. Galbraith, J. K.
American Capitalism: The Concept of Countervailing Power, Boston 1952 (藤
瀬五郎訳『アメリカの資本主義』, 時事通信社 昭和30年)
The Affluent Society, Boston 1958, 2. ed. 1969 (鈴木哲太郎訳『ゆたかな社
会』第2版, 岩波書店 昭和45年)
The New Industrial State, Boston 1967, 2. ed. 1971 (都留重人監訳『新しい
産業国家』第2版, 河出書房新社 昭和47年)
7. Hayek, F. A.
(ed.) *Collectivist Economic Planning: Critical Studies on the Possibilities of*

Socialism, London 1935 (迫間真治郎訳『集産主義計画経済の理論—社会主義の可能性に関する批判的研究』, 実業之日本社 昭和25年) Reprinted ed. Clifton 1975.

The Road to Serfdom, Chicago 1944 (一谷藤一郎訳『隷従への道』, 創元社 昭和29年)

Individualism and Economic Order, London 1949.

The Constitution of Liberty, London 1960.

Studies in Philosophy, Politics and Economics, Chicago 1967.

New Studies in Philosophy, Politics, Economics and the History of Ideas, London 1978.

Law, Legislation and Liberty, London [vol. I: Rules and Order 1973, vol. II: The Mirage of Social Justice 1976, vol. III: The Political Order of a Free People 1979]

8. Locke, J.

Two Treatises of Government, 1690 (鶴飼信成訳『市民政府論』, 岩波文庫 昭和43年, 第13刷 昭55年)

9. Marx, K.

Das Kapital (岡崎次郎訳『資本論』, 大月書店 昭和47年)

10. Mises, L. von

The Anti-Capitalistic Mentality, Princeton 1956.

11. Myrdal, G.

Economic Theory and Under-Developed Regions, London 1957(小原敬士訳『経済理論と低開発地域』, 東洋経済新報社 昭和34年, 第29刷 昭和56年), University Paperbacks by Methuen, London 1965.

Beyond the Welfare State, London 1960 (北川一雄監訳『福祉国家を越えて』, ダイヤモンド社 昭和45年, 第4版 昭和49年)

12. OECD

The Welfare State in Crisis: An Account of the Conference on Social Policies in the 1980s, Paris 1981 (厚生省政策課調査室, 経済企画庁国民生活政策課, 労働省国際労働課監訳『福祉国家の危機』, ぎょうせい 昭和58年)

13. Röpke, W.

Die Gesellschaftskrisis der Gegenwart, Erlenbach-Zürich 1942, Bern-Stuttgart 6. Auflage 1979.

Civitas humana: Grundfragen der Gesellschafts- und Wirtschaftsreform, Erlenbach-Zürich 1944, 3. Auflage 1949 (喜多村浩訳『ヒューマンイズムの経済学—社会改革・経済改革の基本問題』, 勁草書房 昭和29年, 第2刷 昭和37年), Bern-Stuttgart 4. Auflage 1979.

Internationale Ordnung-heute, Erlenbach-Zürich 1945, Bern-Stuttgart 3. Auflage 1979.

Jenseits von Angebot und Nachfrage, Erlenbach-Zürich 1958, Bern-Stuttgart 5. Auflage 1979.

14. Schumpeter, J. A.

Capitalism, Socialism and Democracy, New York 1942, 3. ed. 1950 (中山伊知郎・東畑精一訳『資本主義・社会主義・民主主義』, 東洋經濟新報社 昭和37年)

著者略歴

- 1952年 大阪市に生まれる。本籍地 大阪市西淀川区
1975年 神戸大学経済学部卒業
1980年 神戸大学大学院経済学研究科後期課程修了
1980年 広島経済大学講師
現在 広島経済大学助教授
現住所 (〒731-01) 広島市安佐南区毘沙門台4-15-12

昭和60年10月15日発行

市場機構の意味

広島経済大学研究双書 4

(非売品)

著者 吉 澤 昌 恭

発行所 広島経済大学地域経済研究所
広島市安佐南区祇園町

印刷所 中本総合印刷株式会社